

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成22年 1 月20日
【計算期間】	第 7 期(自 平成21年 4 月21日 至 平成21年10月20日)
【ファンド名】	ブラックロック・U S ベーシック・バリュー・オープン (S M A 向け)
【発行者名】	ブラックロック・ジャパン株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 ロス・ケー・ヒキダ
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目 8 番 3 号
【事務連絡者氏名】	加藤 淳一郎
【連絡場所】	東京都千代田区丸の内一丁目 8 番 3 号
【電話番号】	03-4577-9283
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

（注）本書において文中および表中の数字は四捨五入された数値として表示されている場合があり、従って合計として表示された数字はかかる数値の総和と必ずしも一致するとは限りません。

第一部 【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

ブラックロック・ＵＳベーシック・バリュー・オープン（ＳＭＡ向け）（以下「当ファンド」または「ファンド」といいます。）は、内外の有価証券のうち過小評価されているものの基本的には投資価値があると委託会社が考える有価証券、主にアメリカ合衆国に所在する発行体の発行した株式に投資することによって元本の成長と、さらにはインカム収益を追求します。

当ファンドは、追加型証券投資信託であり、追加型投信／海外／株式に属しています。下記は、社団法人投資信託協会の「商品分類に関する指針」に基づき当ファンドが該当する商品分類・属性区分を網掛け表示しています。

< 商品分類表 >

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）
単位型投信 追加型投信	国内 海外 内外	株式 債券 不動産投信 その他資産（ ） 資産複合

< 属性区分表 >

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株 債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 不動産投信 その他資産 (投資信託証券(株式)) 資産複合 資産配分固定型 資産配分変更型	年1回 年2回 年4回 年6回(隔月) 年12回(毎月) 日々 その他	グローバル 日本 北米 欧州 アジア オセアニア 中南米 アフリカ 中近東(中東) エマージング	ファミリー ファンド ファンド・ オブ・ファンズ	あり () なし

< 各分類および区分の定義 >

・ 商品分類

単位型投信・追加型投信の区分	追加型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。
投資対象地域による区分	海外	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
投資対象資産による区分	株式	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。

・ 属性区分

投資対象資産による属性区分	その他資産（投資信託証券（株式））	目論見書又は投資信託約款において、主として投資信託証券に投資する旨の記載があるものをいう。ただし、当ファンドは、投資信託証券（親投資信託）を通じて主として株式に投資する。
決算頻度による属性区分	年２回	目論見書又は投資信託約款において、年２回決算する旨の記載があるものをいう。
投資対象地域による属性区分	北米	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
投資形態による属性区分	ファミリーファンド	目論見書又は投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するものをいう。
為替ヘッジによる属性区分	為替ヘッジなし	目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

上記は、社団法人投資信託協会の定義を基に委託会社が作成したものを含みます。なお、上記以外の商品分類・属性区分の定義については、社団法人投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）をご参照ください。

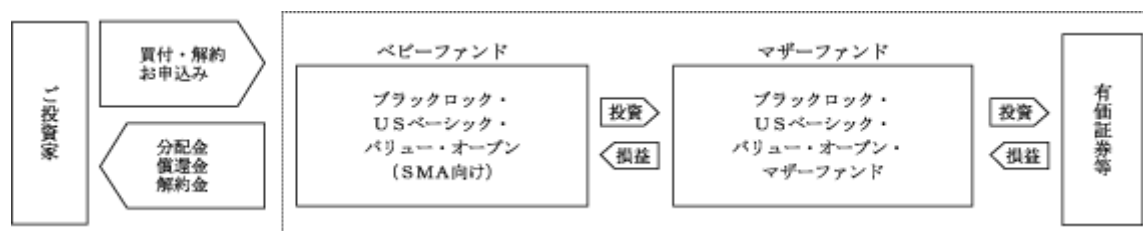
信託金の限度額は５兆円とします。委託会社は受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

ファンドの特色

- a．ブラックロック・ＵＳベーシック・バリュー・オープン・マザーファンド(以下「マザーファンド」といいます。)受益証券への投資を通じて、主に米国株式を投資対象として、過小評価されている株式に投資し、値上がり益およびインカム収益を追求します。
- b．主として、株価が過小評価されていて、基本的な価値(ベーシック・バリュー)から乖離していると考えられる米国の株式に投資します。

- c．米国ドルベースでの投資収益を最大化することを目的として運用し、原則として為替ヘッジは行いません。
- d．当ファンドは、株式等(短期金融商品を含みます。)にかかる運用指図に関する権限を、ブラックロック・インベストメント・マネジメント・エル・エル・シーに委託します。
- e．当ファンドは、ファミリーファンド方式により運用を行うことを基本とします。

ファミリーファンド方式とは、複数のファンドを合同運用する仕組みで、投資家から投資された資金をまとめてベビーファンド(当ファンド)とし、その資金の全部または一部をマザーファンドに投資して実質的な運用を行う仕組みです。当ファンドは、マザーファンドを通じて米国の普通株式を中心に投資します。なお、約款上では「マザーファンド」は「親投資信託」という表現で定義されています。



投資哲学

「証券市場は全体的に見て非効率^{*}な面があるため、証券価格は市場環境が良好なときに過度に上昇し、逆に市場環境が悪化したときに過度に低下する傾向を持つ」という認識のもとに投資判断を行います。

^{*} 市場の非効率性：市場において利用可能な情報の全てに関し適正な分析が行われているとは限らず、証券価格が非効率的に形成される場合がある、という考え方です。アクティブ運用はこれを分析し、証券価格が適正価格に収斂していく過程で超過収益を得ることを目指します。

具体的には、過去の水準から見てあるいは相対的に過小評価されていると判断される株式に投資を行い、また投資している株式が適正株価に戻ったかあるいは適正株価を上回ったと判断したときに売却するというものです。

株式は、好材料の期待が少ない、業績が低迷している、株価収益率（PER）が低いときに長期的な値上がりの可能性がより大きくなると考えられます。こうした状況が生じたとき投資家は当該株式、業種にあまり興味を示さない傾向があると考えます。

逆に、一般に期待が高まっているときには、投資収益は限定される傾向があると考えます。株価が上昇傾向にあるが既に急激に上昇した、株価収益率が上昇した、あるいは当該業種や銘柄が投資家に受け入れられるようになったというようにときにこれが当たります。

例えば、株価収益率の高い株式は悪材料によって急激に下落する傾向があると言えます。逆に株価収益率の低い株式は一般にごく普通の見通しを織り込んでいることが多く、そのため長期的に見ればより大きな値上がりの可能性があります。

<ご参考> 米国株式について

- ・ 米国株式市場は、世界の株式市場の時価総額の半分程度を占めています。

世界に占める米国株式市場の比率



(2009年9月末現在の時価総額ベース 出所：MSCI)

MSCIワールド指数の国別比率を使用。

MSCIワールド指数とは、MSCI Inc.が開発、計算した株式指数です。23カ国の株式市場に上場されている約1,700銘柄の株価を基に計算されています。

同指数に関する著作権、知的財産その他の一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

表中の数字は四捨五入された数値として表示されている場合があります。従って合計として表示された数字はかかる数値の総和と必ずしも一致するとは限りません。

米国株式の時価総額上位10銘柄

順位	銘柄名	業種
1	エクソンモービル	石油・石炭製品
2	マイクロソフト	コンピューター
3	ゼネラル・エレクトリック	電気機器
4	J Pモルガン・チェース・アンド・カンパニー	銀行業
5	プロクター・アンド・ギャンブル・カンパニー	食料品
6	ジョンソン・エンド・ジョンソン	ヘルスケア
7	アップル	コンピューター
8	A T & T	通信・ネットワーク関連
9	I B M	コンピューター
10	バンク・オブ・アメリカ	銀行業

(米国株式全般を示す指数としてS & P 500種指数を使用。2009年9月末現在、出所：ブルームバーグ)

上図は米国株式市場の説明の目的で使用したものであり、当ファンドの組入銘柄を示すものではありません。

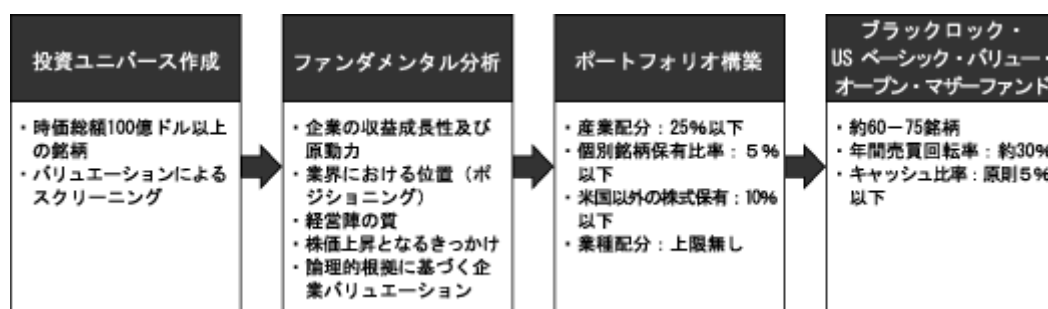
S & P 500種指数は、米国の上場、店頭銘柄のうち主要業種から選ばれた500銘柄で構成される市場全体の動きを表す代表的指数であり、時価総額加重平均指数です。S & P 500は、The McGraw-Hill Companies, Inc.の登録商標です。

運用プロセス

- ・米国株式市場に上場している時価総額100億ドル以上の銘柄群を投資ユニバースとします。
- ・株価収益率（P E R）、株価純資産倍率（P B R）、株価キャッシュフロー倍率（P C F R）、配当利回りなどの株価指標（バリュエーション^{* 1}）によりスクリーニングを行い、調査ユニバース（200～600銘柄）を作成します。
- ・調査ユニバースを対象に、ファンダメンタル分析に基づくボトムアップ・アプローチ^{* 2}により継続的な調査を行います。
- ・銘柄選択に当たっては、上記の株価指標等から見て過小評価されていると判断される銘柄、および一時的に過小評価されているもののその状態から回復する見込みがあると判断される銘柄等に投資を行います。投資を行う際には、ターゲットとなる適正価格をあらかじめ設定してから投資を行います。
- ・約60～75銘柄程度でポートフォリオを構築します。
- ・株価がターゲットに達した場合やファンダメンタルズが変化した場合等には、保有銘柄の売却を検討します。

* 1 バリュエーション：企業の収益、純資産、キャッシュフロー等に照らして見た株価の尺度をいいます。

* 2 ボトムアップ・アプローチ：個別企業の分析をもとに、投資対象を選定する手法。



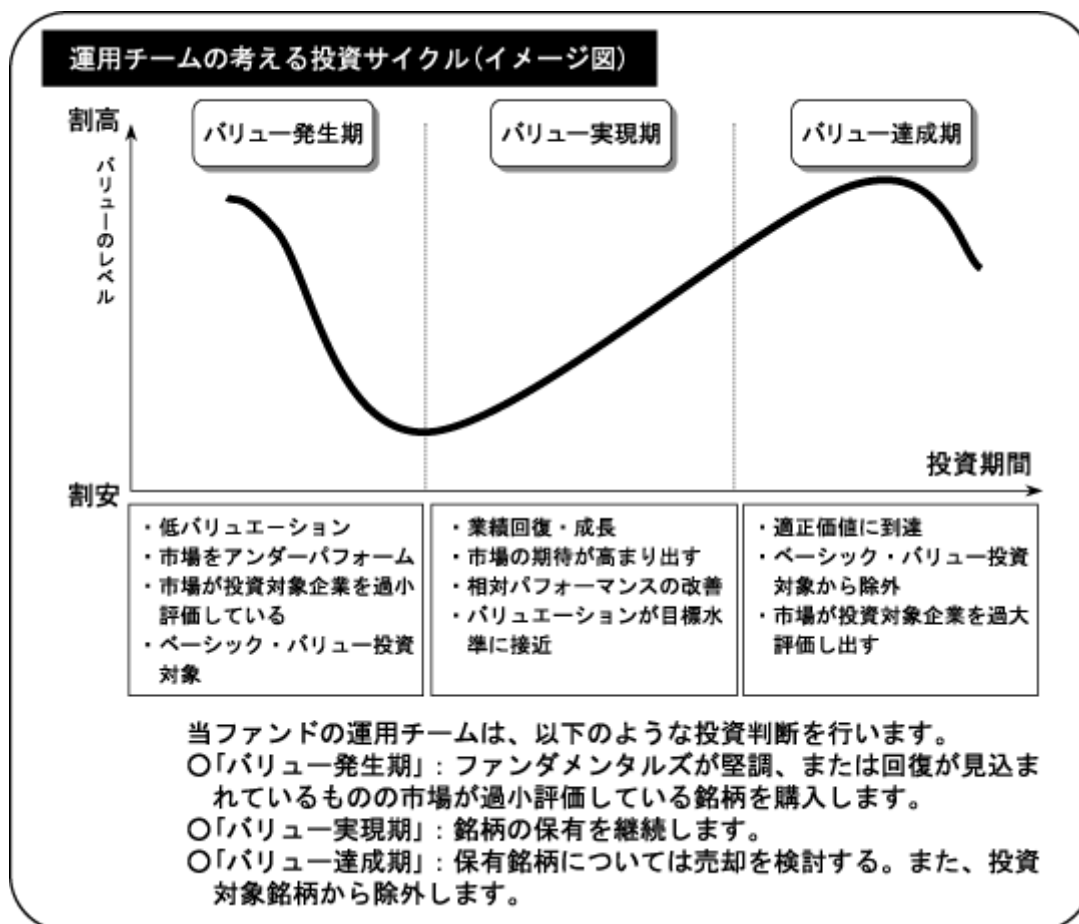
資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

投資アプローチ

主として、過去の水準から見て株価が相対的に過小評価されていると判断される株式に投資を行います。

原則的には、組入れた株式が、基本的な投資価値を有していると判断する限り保有しつづけます。

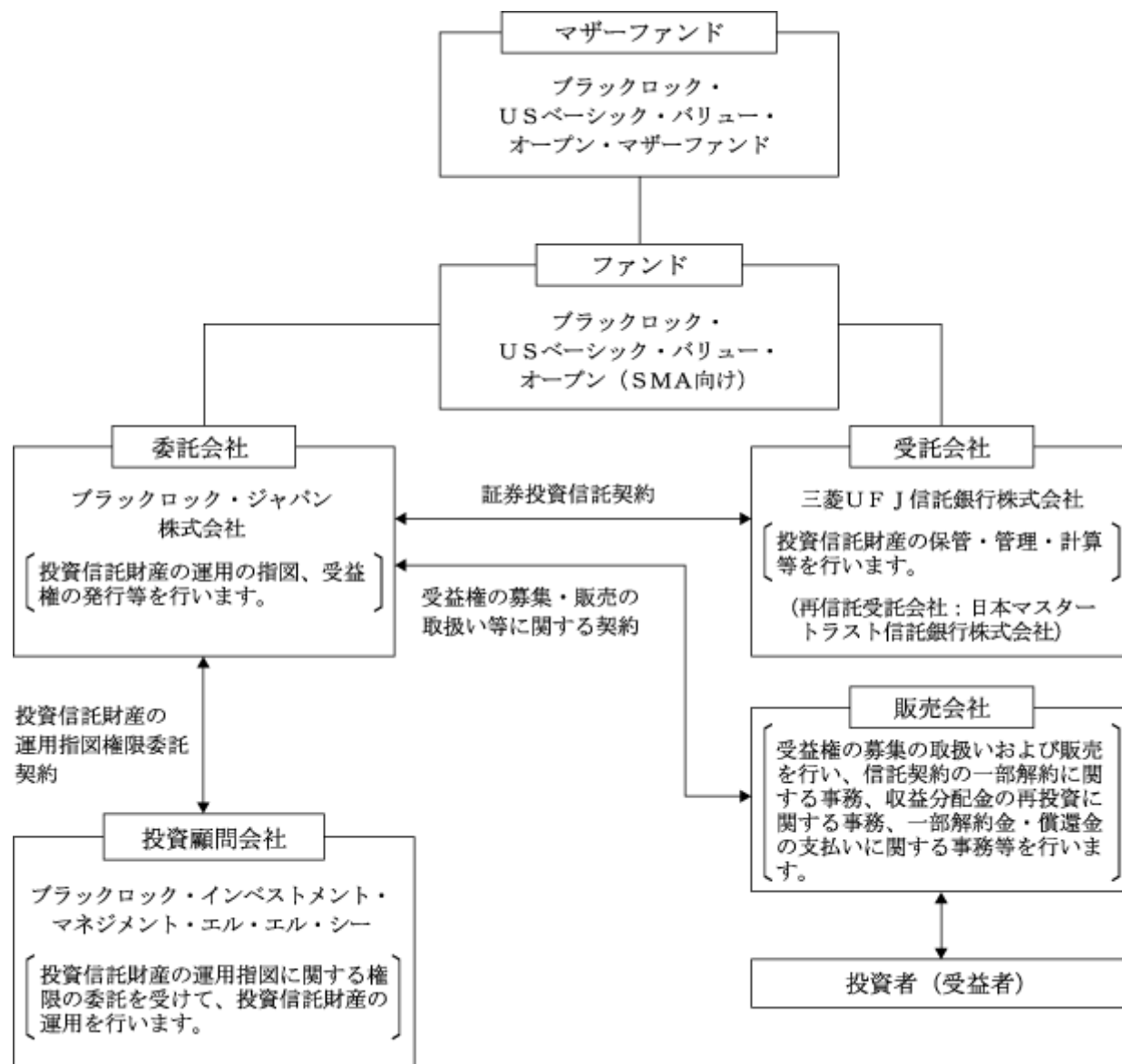
投資している株式が適正株価に戻ったか、あるいは適正株価を上回ったと判断したときには、基本的に売却します。



上図は当ファンドの説明の目的で使用したもので、当ファンドの運用成果を予告するものではありません。

(2)【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み



< 契約等の概要 >

a. 「証券投資信託契約」

ファンドの設定・運営に関する事項、投資信託財産の運用・管理に関する事項、委託会社および受託会社の業務に関する事項、受益者に関する事項等について規定しています。

b. 「受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約」

販売会社に委託する受益権の募集販売の取扱い、一部解約事務、受益者に対する収益分配金および一部解約金の支払い、その他これらの業務に付随する業務等について規定しています。

c. 「投資信託財産の運用指図権限委託契約」

投資顧問会社への運用指図権限の委託ならびに運用の指図に係る業務内容等について規定しています。

< 委託会社の概況 >

本書提出日現在の委託会社の概況は、以下のとおりです。

a. 資本金 485,000千円

b. 沿革

年	月	沿 革
1988年	3月	パークレイズ・デズート・ウェッド投資顧問株式会社設立 (英国大手金融グループのパークレイズ・グループ投資銀行部門における資産運用会社 BZW Investment Management 100%出資)
1988年	6月	証券投資顧問業者として登録
1989年	1月	投資一任業務認可を取得
1994年	11月	「ビーゼッドダブリュー投資顧問株式会社」に社名変更
1998年	3月	投資信託委託業務免許を取得 「パークレイズ投信株式会社」に社名変更
1999年	1月	パークレイズ・バンクPLC100%出資となる
2000年	7月	パークレイズ・バンクPLCの直轄体制から、パークレイズ・グローバル・インベスターズ(BGI)グループの経営傘下に入る
2001年	6月	「パークレイズ・グローバル・インベスターズ投信株式会社」に社名変更
2001年	7月	パークレイズ・バンクPLCからパークレイズ・グローバル・インベスターズ・ユークー・ホールディングス・リミテッドへ株主異動
2004年	4月	パークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社と合併 パークレイズ・グローバル・インベスターズ投信株式会社を存続会社として「パークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社」へ商号変更
2007年	9月	証券業登録、パークレイズ・グローバル・インベスターズ証券投信投資顧問株式会社へ商号変更
2007年	9月	パークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社へ商号変更
2008年	7月	パークレイズ・グローバル・インベスターズ・サービス株式会社を吸収合併
2009年	12月	ブラックロック・ジャパン株式会社と合併 パークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社を存続会社として「ブラックロック・ジャパン株式会社」へ商号変更

c. 大株主の状況

株主名	住所	所有株式数	所有比率
ブラックロック・ジャパン・ホールディングス合同会社	東京都千代田区丸の内一丁目7番12号 サビアタワー	9,238株	100%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

当ファンドの投資態度

- a．主として、ブラックロック・ＵＳペーシック・バリュー・オープン・マザーファンド受益証券に投資します。
- b．円貨での為替変動リスクをヘッジするための為替予約取引を行いません。
- c．株式等(短期金融商品を含みます。)にかかる運用の指図に関する権限を、ブラックロック・インベストメント・マネジメント・エル・エル・シーに委託します。
- d．投資状況に応じ、ブラックロック・ＵＳペーシック・バリュー・オープン・マザーファンドと同様の運用を行うことができます。
- e．市況動向や資金動向によっては、上記のような運用ができない場合があります。

マザーファンドの投資態度

- a．内外の有価証券のうち過小評価されているものの基本的には投資価値があると委託会社が考える有価証券、主にアメリカ合衆国に所在する発行体の発行した株式に投資することによって元本の成長と、さらにはインカム収益を追求します。
- b．円貨での為替変動リスクをヘッジするための為替予約取引を行いません。
- c．株式等(短期金融商品を含みます。)にかかる運用の指図に関する権限をブラックロック・インベストメント・マネジメント・エル・エル・シーに委託します。

(2)【投資対象】

ファンドの投資対象

a．投資対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律（以下「投信法」といいます。）第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）とします。

(a) 有価証券

(b) デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款26条、第27条および第29条に定めるものに限ります。）

(c) 金銭債権

(d) 約束手形（手形割引市場において売買される手形に限ります。）

b. 投資対象とする有価証券

委託会社は、信託金を主としてブラックロック・ＵＳベーシック・パリュール・オープン・マザーファンド受益証券に投資するほか、次の有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

- (a) 株券または新株引受権証書
- (b) 国債証券
- (c) 地方債証券
- (d) 特別の法律により法人の発行する債券
- (e) 社債券(新株引受権証書と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。))の新株引受権証券を除きます。)
- (f) 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第２条第１項第４号で定めるものをいいます。)
- (g) 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第２条第１項第６号で定めるものをいいます。)
- (h) 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第２条第１項第７号で定めるものをいいます。)
- (i) 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券(単位未満優先出資証券を含む。以下同じ。)
- (j) コマーシャル・ペーパー
- (k) 新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。)および新株予約権証券
- (l) 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
- (m) 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第10号で定めるものをいいます。)
- (n) 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第２条第１項第11号で定めるものをいいます。)
- (o) 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第２条第１項第18号で定めるものをいいます。)
- (p) オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第２条第１項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限り、)
- (q) 預託証書（金融商品取引法第２条第１項第20号で定めるものをいいます。)
- (r) 外国法人が発行する譲渡性預金証書
- (s) 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限り、)
- (t) 抵当証券（金融商品取引法第２条第１項第16号で定めるものをいいます。)
- (u) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

(v) 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、(a)の証券または証書、(l)ならびに(q)の証券または証書のうち(a)の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、(b)から(f)までの証券および(l)ならびに(q)の証券または証書のうち(b)から(f)までの証券の性質を有するもの、(n)の証券のうち投資法人債券を以下「公社債」といい、(m)の証券および(n)の証券(投資法人債券を除きます。)を以下「投資信託証券」といいます。

c. 投資対象とする金融商品

委託会社は、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、信託金を、有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

(a) 預金

(b) 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

(c) コール・ローン

(d) 手形割引市場において売買される手形

(e) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの

(f) 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

マザーファンドの投資対象

a. 投資対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投信法第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）とします。

(a) 有価証券

(b) デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第15条、第16条および第18条に定めるものに限ります。）

(c) 金銭債権

(d) 約束手形（手形割引市場において売買される手形に限ります。）

b. 投資対象とする有価証券

委託会社は、信託金を主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

(a) 株券または新株引受権証書

(b) 国債証券

(c) 地方債証券

(d) 特別の法律により法人の発行する債券

- (e) 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。))の新株引受権証券を除きます。)
- (f) 特定目的会社に係る特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)
- (g) 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。)
- (h) 協同組織金融機関に係る優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。)
- (i) 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券(単位未満優先出資証券を含む。以下同じ。)
- (j) コマーシャル・ペーパー
- (k) 新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。))および新株予約権証券
- (l) 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
- (m) 投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)
- (n) 投資証券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)
- (o) 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
- (p) オプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいいます。有価証券に係るものに限りま。
- (q) 預託証書(金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)
- (r) 外国法人が発行する譲渡性預金証書
- (s) 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限りま。
- (t) 抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)
- (u) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
- (v) 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、(a)の証券または証書、(l)ならびに(q)の証券または証書のうち(a)の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といいます。(b)から(f)までの証券および(l)ならびに(q)の証券または証書のうち(b)から(f)までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。(m)の証券および(n)の証券を以下「投資信託証券」といいます。

c．投資対象とする金融商品

委託会社は、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、信託金を、有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

- (a) 預金
- (b) 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- (c) コール・ローン
- (d) 手形割引市場において売買される手形
- (e) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- (f) 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

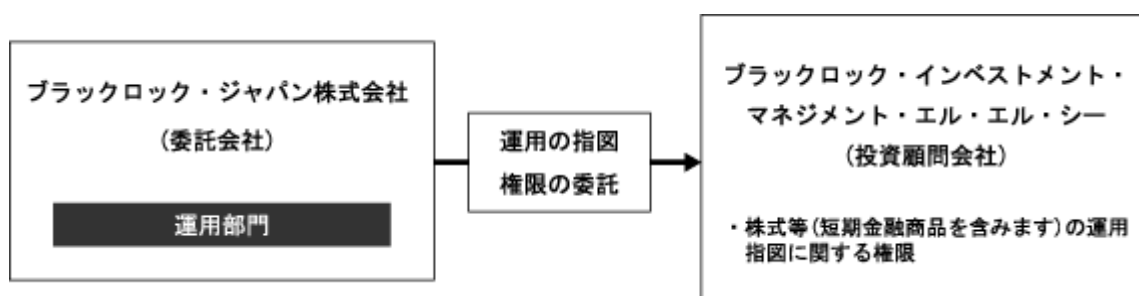
(3)【運用体制】

ファンドの運用・管理の各業務の役割分担を社内規定により定めております。

ファンドの運用については委託会社の運用部門が統括しています。

社内には内部監査を担当する部門、ファンドのリスク状況等をモニターし関連部署にフィードバックする部門により、本来目的としている運用が行われているか確認する組織、機能が確立しています。また、グループ企業に外部委託している場合においても、日次でポートフォリオ・モニタリングのデータを外部委託先より入手、またリスク管理を担当する部門が定期的に外部委託先の同部門と情報交換し、ファンドの運用状況を把握すると共に、必要な対応を図れる体制を構築しています。

当ファンドは株式等（短期金融商品を含みます。）にかかる運用指図に関する権限をブラックロック・インベストメント・マネジメント・エル・エル・シー(当ファンドにかかる運用担当人員数10名程度)に委託しています。



上記の内容は、平成21年10月末現在の当ファンドの委託会社であるブラックロック・ジャパン株式会社における当ファンドの運用体制です。当ファンドの委託会社としての業務は、平成21年12月2日にブラックロック・ジャパン株式会社との合併によりパークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社（新社名：ブラックロック・ジャパン株式会社）に承継されました。

運用体制は、変更となる場合があります。

ブラックロック・グループ

ブラックロック・グループは、運用資産残高約1.43兆ドル^{*}（約128兆円）を持つ世界最大級の独立系資産運用グループであり、当社はその日本法人です。

当グループは、世界各国の機関投資家及び個人投資家のため、株式、債券、キャッシュ・マネジメント及びオルタナティブ商品といった様々な資産クラスの運用を行っております。また、機関投資家向けに、リスク管理、投資システム・アウトソーシング及びファイナンシャル・アドバイザー・サービスの提供を行っております。

^{*} 2009年9月末現在。（円換算レートは1ドル＝89.535円を使用）

(4)【分配方針】

収益分配方針

年2回の毎決算時（4月20日、10月20日、休業日の場合は翌営業日。）に、原則として以下の方針に基づき、分配を行います。

a．分配対象額の範囲

分配対象額の範囲は、繰越分を含めた利子・配当収入と売買損益（評価損益も含みます。）等の全額とすることができます。

b．分配対象収益についての分配方針

分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向、残存信託期間等を勘案して決定します。ただし、委託会社の判断により分配を行わない場合もあります。

c．留保益の運用方針

留保益の運用については特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

収益の分配

a．投資信託財産から生じる毎計算期末における利益は、次の方法により処理するものとします。

(a) 配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額（「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬（消費税に相当する金額および地方消費税に相当する金額（以下「消費税等相当額」といいます。）を含みます。）を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金に充てるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

(b) 売買損益に評価損益を加減した利益金額（「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配に充てるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

b．毎計算期末において、投資信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

収益分配金の再投資

受託会社が委託会社の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が販売会社に支払われます。販売会社は、累積投資契約に基づき、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行います。当該売付けにより増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(5)【投資制限】

当ファンドの投資制限

a．投資する株式等の範囲(約款第23条)

- (a) 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するもの、その他社団法人投資信託協会の規則により投資することが認められているものとし、ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
- (b) (a)にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとし、

b．株式等への投資比率の制限(運用の基本方針2．運用方法(3)投資制限)

- (a) 株式への実質投資割合^{*}には制限を設けません。
^{*}「実質投資割合」とは、ファンドの投資信託財産の純資産総額に対する、ファンドの投資信託財産に属する各種の資産の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に属する当該資産の時価総額のうちファンドの投資信託財産に属するとみなした額との合計額の割合を意味します。以下同じ。
- (b) 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の20%以下とします。

c．同一銘柄の株式等への投資制限(約款第24条第1項および第2項)

- (a) 同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- (b) 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。

d．同一銘柄の転換社債等への投資制限(約款第28条第1項)

同一銘柄の転換社債ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの(以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。)への実質投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。

e．外貨建資産への投資制限(運用の基本方針2．運用方法(3)投資制限)

外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

f．特別な場合の外貨建有価証券への投資制限(約款第33条)

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由により、特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

g．投資信託証券への投資制限(約款第19条第5項)

投資信託証券(親投資信託は除きます。)への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。

h．私募有価証券等への投資制限(約款第19条第7項)

私募により募集された国内の社債(短期社債等を除く)および市場価格で売却できない外債への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の15%以下とします。

i．信用取引の指図範囲(約款第25条)

(a) 委託会社は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

(b) (a)の信用取引の指図は、当該売り付けにかかる建玉の時価総額が投資信託財産の純資産総額の範囲内とします。

(c) 投資信託財産の一部解約等の事由により、前項の売り付けにかかる建玉の時価総額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売り付けの一部を決済するための指図をするものとします。

j．先物取引の運用指図(約款第26条)

- (a) 委託会社は、投資信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、または投資信託財産の効率的運用のため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めて取り扱うものとします(以下同じ。)

イ．先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券(以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。)の時価総額の範囲内とします。

ロ．先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額(組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額)に投資信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額を限度とし、かつ投資信託財産が限月までに受取る組入有価証券および組入抵当証券に係る利払金および償還金等ならびに金融商品で運用している額の範囲内とします。

- (b) 委託会社は、投資信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、または投資信託財産の効率的運用のため、わが国の取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。

イ．先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合わせてヘッジ対象とする外貨建資産(外国通貨表示の有価証券(以下「外貨建有価証券」といいます。)、預金その他の資産をいいます。以下同じ。)の時価総額と親投資信託の投資信託財産に属するヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額(投資信託財産に属する親投資信託の時価総額に親投資信託の投資信託財産純資産総額に占めるヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。)との合計額の範囲内とします。

ロ．先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合わせて、外貨建有価証券の買付代金等実需の範囲内とします。

- (c) 委託会社は、投資信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、または投資信託財産の効率的運用のため、わが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。

イ．先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品(投資信託財産が1年以内に受取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに金融商品で運用されているものをいい、「ヘッジ対象金利商品」といいます。)の時価総額の範囲内とします。

ロ．先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、投資信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに金融商品で運用している額（「金融商品運用額等」といいます。）の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建で、投資信託財産の外貨建資産組入可能額（組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差し引いた額、以下同じ。）に投資信託財産が限月までに受取る外貨建組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には、外貨建資産組入可能額に投資信託財産が限月までに受取る外貨建組入有価証券に係る利払金および償還金等を加えた額を限度とします。

k．スワップ取引の運用指図（約款第27条）

- (a) 委託会社は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
- (b) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- (c) スワップ取引の指図にあたっては、当該投資信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額と親投資信託の投資信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額（「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。）が、投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、投資信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
- (d) 親投資信託の投資信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち投資信託財産に属するとみなした額とは、親投資信託の投資信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額に親投資信託の投資信託財産の純資産総額に占める投資信託財産に属する親投資信託の受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- (e) スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- (f) 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

l．金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図（約款第29条）

- (a) 委託会社は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

- (b) 金利先渡し取引および為替先渡し取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- (c) 金利先渡し取引および為替先渡し取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- (d) 委託会社は、金利先渡し取引および為替先渡し取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

m．有価証券の貸付けの指図(約款第30条)

- (a) 委託会社は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、投資信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付けの指図をすることができます。
 - イ．株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、投資信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
 - ロ．公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、投資信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。
- (b) (a)各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- (c) 委託会社は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

n．公社債の空売りの指図範囲(約款第31条)

- (a) 委託会社は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、投資信託財産の計算においてする投資信託財産に属さない公社債を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、公社債(投資により借入れた公社債を含みます。)の引き渡しまたは買い戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- (b) (a)の売り付けの指図は、当該売り付けにかかる公社債の時価総額が投資信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- (c) 投資信託財産の一部解約等の事由により、前項の売り付けにかかる公社債の時価総額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売り付けの一部を決済するための指図をするものとします。

o．公社債の借入れ(約款第32条)

- (a) 委託会社は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めた時は、担保の提供の指図を行うものとします。
- (b) (a)の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が投資信託財産の純資産総額の範囲内とします。

- (c) 投資信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- (d) (a)の借入れにかかる品借料は投資信託財産中から支弁します。

p．外国為替予約の指図(約款第34条)

- (a) 委託会社は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
- (b) 予約取引の指図は、投資信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、投資信託財産に属する外貨建資産と親投資信託の投資信託財産に属する外貨建資産のうち投資信託財産に属するとみなした額(投資信託財産に属する親投資信託の時価総額に親投資信託の投資信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。)との合計額について、為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
- (c) (b)の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

q．資金の借入れ(約款第41条)

- (a) 委託会社は、投資信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- (b) 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却または解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行う日における投資信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
- (c) 収益分配金の再投資にかかる借入期間は投資信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- (d) 借入金の利息は投資信託財産中より支弁します。

マザーファンドの投資制限

a．投資する株式等の範囲(約款第12条)

- (a) 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するもの、その他投資信託協会の規則により投資することが認められているものとし、ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
- (b) (a)にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとします。

b．株式等への投資比率の制限(運用の基本方針 2．運用方法 (3) 投資制限)

- (a) 株式への投資割合には制限を設けません。
- (b) 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の20%以下とします。

c．同一銘柄の株式等への投資制限(約款第13条)

- (a) 同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- (b) 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。

d．同一銘柄の転換社債等への投資制限(約款第17条)

同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。

e．外貨建資産への投資制限(運用の基本方針 2．運用方法 (3) 投資制限)

外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

f．特別な場合の外貨建有価証券への投資制限(約款第22条)

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由により、特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

g．投資信託証券への投資制限(約款第10条第4項)

投資信託証券への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。

h．私募有価証券等への投資制限(約款第10条第5項)

私募により募集された国内の社債(短期社債等を除く)および市場価格で売却できない外債への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の15%以下とします。

i．信用取引の指図範囲(約款第14条)

- (a) 委託会社は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- (b) 前項の信用取引の指図は、当該売り付けにかかる建玉の時価総額が投資信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- (c) 投資信託財産の一部解約等の事由により、前項の売り付けにかかる建玉の時価総額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売り付けの一部を決済するための指図をするものとします。

j．先物取引の運用指図(約款第15条)

- (a) 委託会社は、投資信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、または投資信託財産の効率的運用のため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。)ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めて取り扱うものとします(以下同じ。)。

イ．先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券(以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。)の時価総額の範囲内とします。

ロ．先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額(組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額)に投資信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額を限度とし、かつ投資信託財産が限月までに受取る組入有価証券および組入抵当証券に係る利払金および償還金等ならびに金融商品で運用している額の範囲内とします。

- (b) 委託会社は、投資信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、または投資信託財産の効率的運用のため、わが国の取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の取引所における通貨に係る先物取引および先物オプション取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。

イ．先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合わせてヘッジ対象とする外貨建資産(外国通貨表示の有価証券(以下「外貨建有価証券」といいます。)、預金その他の資産をいいます。以下同じ。)の時価総額の範囲内とします。

ロ．先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合わせて、外貨建有価証券の買付代金等実需の範囲内とします。

(c) 委託会社は、投資信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、または投資信託財産の効率的運用のため、わが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。

イ．先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品（投資信託財産が１年以内に受取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに金融商品で運用されているものをいい、「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。

ロ．先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、投資信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに金融商品で運用している額（「金融商品運用額等」といいます。）の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建で、投資信託財産の外貨建資産組入可能額（組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差し引いた額。以下同じ。）に投資信託財産が限月までに受取る外貨建組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には外貨建資産組入可能額に投資信託財産が限月までに受取る外貨建組入有価証券に係る利払金および償還金を加えた額を限度とします。

k．スワップ取引の運用指図（約款第16条）

(a) 委託会社は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

(b) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

(c) スワップ取引の指図にあたっては、当該投資信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の合計額が、投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、投資信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

(d) スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

(e) 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

1. 金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図(約款第18条)

- (a) 委託会社は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- (b) 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- (c) 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- (d) 委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

m. 有価証券の貸付けの指図(約款第19条)

- (a) 委託会社は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、投資信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付けの指図をすることができます。
 - イ. 株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、投資信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
 - ロ. 公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、投資信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。
- (b) (a)各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- (c) 委託会社は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

n. 公社債の空売りの指図範囲(約款第20条)

- (a) 委託会社は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、投資信託財産の計算においてする投資信託財産に属さない公社債を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、公社債(投資信託財産により借入れた公社債を含みます。)の引き渡しまたは買い戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- (b) 前項の売り付けの指図は、当該売り付けにかかる公社債の時価総額が投資信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- (c) 投資信託財産の一部解約等の事由により、前項の売り付けにかかる公社債の時価総額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売り付けの一部を決済するための指図をするものとします。

o. 公社債の借入れ(約款第21条)

- (a) 委託会社は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めた時は、担保の提供の指図を行うものとします。

- (b) (a)の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が投資信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- (c) 投資信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- (d) (a)の借入れにかかる品借料は投資信託財産中から支弁します。

p．外国為替予約の指図(約款第23条)

- (a) 委託会社は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
- (b) 予約取引の指図は、投資信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、投資信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
- (c) (b)の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

投信法等関係法令で定める投資制限

a．デリバティブ取引の制限(金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号)

委託会社は、投資信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が、当該投資信託財産の純資産総額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約券証券又はオプションを表示する証券若しくは証書に係る取引及び選択権付債券売買を含む）を行い、又は継続することを内容とした運用を行わないものとする。

b．同一の法人の発行する株式(投信法第9条)

委託会社は、同一の法人の発行する株式について、次の(a)の数が(b)の数を超えることとなる場合には、当該株式を投資信託財産で取得することを受託会社に指図しないものとします。

- (a) 委託会社が運用の指図を行うすべてのファンドで保有する当該株式に係る議決権の総数
- (b) 当該株式に係る議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数

3【投資リスク】

(1) 投資リスク

ファンドの基準価額は、組入れられている有価証券の値動きの他、為替変動による影響を受けます。これらの投資信託財産に生じた損益はすべて受益者の皆様に帰属します。したがって、元金および元金からの収益の確保が保証されているものではなく、損失を被ることがあります。当ファンドにかかる主なリスクは以下の通りです。

基準価額の主な変動要因(当ファンドの投資内容がもたらすリスク)

a．株式投資のリスク

当ファンドおよびマザーファンドは、主に米国に本拠を置く企業の普通株式及び米国株式市場に上場しているその他海外株式を投資対象とします。また、当ファンドおよびマザーファンドは米国以外の地域へも投資を行うことができます。したがって、米国を中心とした世界の経済および市場動向または組入株式の発行会社の財務状況が、運用成果に強い影響を与えることがあります。組入株式の株価および配当金の変化によって、当ファンドおよびマザーファンドの基準価額は変動します。

b．為替変動リスク

当ファンドおよびマザーファンドの基準価額は、円建てで表示されます。一方、当ファンドおよびマザーファンドは主として外貨建資産に投資します。原則として、外貨建資産に対して為替ヘッジを行いませんので、為替レートの動きに応じて、基準価額は上昇または下落します。

c．小型・新興成長企業投資のリスク

当ファンドおよびマザーファンドは小規模企業、新興成長企業の株式にも投資することができます。これらの企業の株式への投資は、株式市場全体の平均に比べて結果としてより大きな値上がりもしくは値下がりとなる可能性があります。また、小規模企業は一般に安定性に欠け、景気後退や競争激化の影響を受けやすいと考えられます。このため小規模企業の株式は一般に、大企業の株式より値動きが激しくなることもあります。

d．債券投資のリスク

当ファンドおよびマザーファンドの主要投資対象は普通株式ですが、固定利付債への投資も行うことができます。一般に、固定利付債の価格は金利低下時に上昇し、金利上昇時には逆に下落します。したがって、固定利付債の価格の上昇または下落が当ファンドおよびマザーファンドの基準価額に影響を与えます。また、固定利付債への投資には発行体の信用格付が格下げとなるリスクなど、その他の債券価格下落リスクがあります。

e．オプション、先物、その他投資手法のリスク

当ファンドおよびマザーファンドは、証券先物・オプション、指数先物・オプション、通貨先物・オプションおよび金利スワップ等さまざまな投資手法を用いることができます。このような投資手法は運用の効率を高めるため、および証券価格、市場金利、為替の変動による影響から当ファンドおよびマザーファンドを守るために用いられるものです。このような投資手法を用いた結果、コストとリスクが伴い、基準価額に影響を与える可能性があります。こうした投資手法は必ず用いられるわけではなく、また用いられたとしても本来の目的を達成できる保証はありません。

ファンド運営上のリスク

a．取得申込および解約申込の受付の中止・取消

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込の受付および解約申込の受付を中止する場合があります。また、この場合、既に受付けた受益権の取得申込の受付および解約申込の受付についても取り消す場合があります。

b．信託の途中終了

当ファンドは一部解約により残存口数が10億口を下回ることとなった場合、または受益者のため有利と認められる場合、その他やむを得ない事情が発生したとき等は、信託期間の途中でも信託を終了（繰上償還）させる場合があります。

c．法令・税制・会計等の変更

法令・税制・会計方法等は今後変更される可能性があります。

(2) 投資リスクの管理体制

運用チームによるリスク管理

委託会社が運用指図に関する権限を委託した投資顧問会社の運用チームにおいて、定期的にパフォーマンスやリスク等の確認を行っています。

リスク・クオンツ分析部による運用及びリスクの分析

委託会社が運用の指図に関する権限を委託した投資顧問会社の「リスク・クオンツ分析部」が運用商品の運用分析およびリスク分析を行っております。さらに、分析結果についてレビューを行い、運用チームへ助言をしています。

また、分析結果を委託会社の「リスク・クオンツ分析部」へ報告しております。

上記の内容は、平成21年10月末現在の当ファンドの委託会社であるブラックロック・ジャパン株式会社における当ファンドの投資リスクの管理体制です。当ファンドの委託会社としての業務は、平成21年12月2日にブラックロック・ジャパン株式会社との合併によりパークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社（新社名：ブラックロック・ジャパン株式会社）に承継されました。

投資リスクの管理体制は、変更となる場合があります。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

申込手数料は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額の3.15%(税抜3.00%)を上限として、販売会社が独自に定めることができます。詳細は、販売会社にお問い合わせください。

販売会社につきましては、下記にお問い合わせください。

ブラックロック・ジャパン株式会社

コールセンター : 電話番号 03-4577-9700

(受付時間 営業日の9:00～17:00、半日営業日は9:00～正午。)

ホームページアドレス : <http://www.blackrock.co.jp>

なお、申込手数料には消費税等相当額が含まれています。

販売会社との間で、「累積投資約款」にしたがって締結した累積投資契約^{*}に基づく収益分配金の再投資は無手数料となります。

^{*} 販売会社によっては、当該契約または規定について、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあり、この場合、当該別の名称に読み替えるものとします。

(2)【換金（解約）手数料】

解約手数料

ありません。

信託財産留保額

ありません。

(3)【信託報酬等】

信託報酬の総額

計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に対して年1.6905%(税抜1.61%)以内の率を乗じて得た額とします。

信託報酬にかかる委託会社、販売会社、受託会社の配分は次の通りとします。

委託会社	販売会社	受託会社	合計
年0.819% (税抜0.78%)	年0.7875% (税抜0.75%)	純資産総額が350億円以下の部分 年0.084% (税抜0.08%)	年1.6905% (税抜1.61%)
		350億円超1,000億円以下の部分 年0.0735% (税抜0.07%)	年1.68% (税抜1.6%)
		1,000億円超1,350億円以下の部分 年0.063% (税抜0.06%)	年1.6695% (税抜1.59%)
		1,350億円超の部分 年0.0525% (税抜0.05%)	年1.659% (税抜1.58%)

委託会社への報酬には、投資顧問会社への報酬額が含まれます。

信託報酬の支払い

毎計算期末または信託終了のとき投資信託財産中から支弁するものとします。

(4) 【その他の手数料等】

投資信託財産において一部解約金の支払資金に不足が生じるときまたは再投資にかかる収益分配金の支払資金に不足が生じるときに資金借入れの指図を行った場合、当該借入金の利息は投資信託財産中より支弁します。

投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、投資信託財産中から支弁します。

ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料（消費税等相当額を含みます。）、先物取引・オプション取引等に要する費用、外貨建資産の保管等に要する費用は投資信託財産中より支弁します。

投資信託財産の財務諸表の監査および目論見書等の作成・交付等に要する費用は、委託会社の負担とします。

(5) 【課税上の取扱い】

日本の居住者（法人を含む。）である受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなります。

個別元本方式について

- a．追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料は含まれません。）が当該受益者の元本（「個別元本」といいます。）にあたります。
- b．受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
- c．同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については各販売会社毎に、個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合は当該支店等毎に個別元本の算出が行われる場合があります。
- d．受益者が特別分配金を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（「特別分配金」については、下記「収益分配金の課税について」を参照。）

一部解約時および償還時の課税について

a．個人の受益者の場合

一部解約時および償還時の差益（譲渡益）が課税対象となります。

b．法人の受益者の場合

一部解約時および償還時の個別元本超過額が課税対象となります。

収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「特別分配金」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

受益者が収益分配金を受け取る際、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が特別分配金となり、当該収益分配金から当該特別分配金を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が特別分配金を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本とします。

個人、法人の課税の取扱いについて

a．個人の受益者に対する課税

(a) 収益分配金の課税について

支払いを受ける収益分配金のうち、課税扱いとなる普通分配金については、配当所得として、平成21年1月1日から平成23年12月31日までの間については、10%（所得税7%、地方税3%）の軽減税率により、また平成24年1月1日以降については20%（所得税15%、地方税5%）の税率による源泉徴収が行われます。原則として、申告は不要です。

また、確定申告を行うことにより総合課税（配当控除なし）と申告分離課税（平成23年12月31日までは10%（所得税7%および地方税3%）、平成24年1月1日以降は20%（所得税15%および地方税5%））のいずれかを選択することができます。

(b) 一部解約時および償還時の差益の課税について

一部解約時および償還時の差益（解約価額および償還価額から取得費用（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額を含みます。）を控除した利益）は、譲渡益として課税対象（譲渡所得等）となり、申告分離課税が適用されます。

その税率は平成21年1月1日から平成23年12月31日までの間については、10%（所得税7%および地方税3%）の軽減税率により、また平成24年1月1日以降については、20%（所得税15%および地方税5%）の税率が適用されます。

原則として確定申告が必要ですが、特定口座（源泉徴収口座）の利用が可能な場合があります。

一部解約時および償還時に損失（譲渡損）が生じた場合には、確定申告することで、他の株式等の譲渡益および上場株式等の配当所得の金額（申告分離課税を選択したものに限り、）との損益通算ならびに3年間の繰越控除の対象とすることができます。

また、一部解約時および償還時の差益（譲渡益）については、他の株式等の譲渡損と損益を相殺することができます。

b．法人の受益者に対する課税

法人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、7%（所得税7%、地方税の源泉徴収はありません。）の税率による源泉徴収が行われます。なお、当ファンドについては、法人税の課税対象となりますが、益金不算入制度の適用はありません。

平成24年1月1日以降は、上記の7%の税率は、15%（所得税15%、地方税の源泉徴収はありません。）になります。

なお、税法が改正された場合には、上記の内容が変更になることがあります。

課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家に確認されることをお勧めいたします。

5【運用状況】

「ブラックロック・ＵＳベーシック・バリュー・オープン（ＳＭＡ向け）」

(1)【投資状況】(平成21年11月末現在)

資産の種類		金額(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	日本	1,062,549,284	100.20
その他資産(負債控除後)		2,147,257	0.20
合計		1,060,402,027	100.00

マザーファンド

資産の種類		金額(円)	投資比率(%)
株式	アメリカ	6,637,868,718	91.93
	オランダ	211,500,412	2.93
	スイス	182,147,346	2.52
	アイルランド	104,462,813	1.45
	バミューダ諸島	12,979,224	0.18
	小計	7,148,958,513	99.01
その他資産(負債控除後)		71,683,020	0.99
合計		7,220,641,533	100.00

当ファンドは、ファミリーファンド方式による運用を行っているため、実質の運用はマザーファンドにおいて行っております。

(2)【投資資産】(平成21年11月末現在)

【投資有価証券の主要銘柄】

順位	銘柄	国/地域	種類	数量(口)	簿価単価 (円)	簿価金額 (円)	評価単価 (円)	評価金額 (円)	投資比率 (%)
1	ブラックロック・U S ベーシック・バリュー・ オープン・マザーファンド	日本	親投資信託 受益証券	1,039,879,903	10,674.70	1,110,045,819	10,218	1,062,549,284	100.20

(注1) 投資比率は、純資産総額に対する評価金額の比率です。

(注2) 簿価単価及び評価単価は親投資信託受益証券の1万口当たりの価額です。

種類別投資比率

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	100.20

(注) 投資比率は、純資産総額に対する評価金額の比率です。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(参考情報)

ブラックロック・ＵＳベーシック・バリュー・オープン・マザーファンド(平成21年11月末現在)

投資有価証券の主要銘柄

順位	銘柄	国／地域	種類	業種	数量	簿価単価 (円)	簿価金額 (円)	評価単価 (円)	評価金額 (円)	投資 比率 (%)
1	BRISTOL-MYERS SQUIBB	アメリカ	株式	医薬品・医療機器	143,200	1,995.06	285,692,385	2,203.24	315,503,653	4.37
2	TRAVELERS COS INC/THE	アメリカ	株式	保険業	65,620	4,236.33	277,987,843	4,483.74	294,222,789	4.07
3	EXXON MOBIL CORPORATION	アメリカ	株式	石油・石炭製品	43,600	6,393.69	278,764,724	6,499.46	283,376,661	3.92
4	JPMORGAN CHASE & CO	アメリカ	株式	銀行業	71,789	3,985.48	286,113,869	3,587.86	257,568,688	3.57
5	LSI CORPORATION	アメリカ	株式	電気機器	518,600	493.33	255,843,233	470.51	244,006,590	3.38
6	HALLIBURTON CO	アメリカ	株式	機械・エンジニアリング	95,000	2,694.69	255,995,258	2,525.30	239,903,776	3.32
7	UNILEVER N V NY SHARES	オランダ	株式	食料品	79,000	2,694.45	212,861,738	2,677.22	211,500,412	2.93
8	GENERAL MILLS INC	アメリカ	株式	サービス業	35,100	5,761.06	202,213,130	5,911.76	207,502,811	2.87
9	HEWLETT-PACKARD CO	アメリカ	株式	コンピューター	48,162	4,210.73	202,797,192	4,259.77	205,158,884	2.84
10	KRAFT FOODS INC-A	アメリカ	株式	食料品	83,725	2,361.88	197,748,635	2,312.62	193,623,976	2.68
11	KIMBERLY CLARK	アメリカ	株式	食料品	32,900	5,189.32	170,728,721	5,691.26	187,242,572	2.59
12	VIACOM INC-CLASS B	アメリカ	株式	放送・出版・広告	70,800	2,517.47	178,236,573	2,606.90	184,568,824	2.56
13	QWEST COMMUNICATIONS INTL	アメリカ	株式	通信・ネットワーク関連	549,900	317.88	174,802,297	329.88	181,399,912	2.51
14	XEROX CORP	アメリカ	株式	機械・エンジニアリング	251,200	677.33	170,145,728	676.25	169,873,975	2.35
15	CHEVRON CORP	アメリカ	株式	エネルギー	24,100	6,742.46	162,493,320	6,785.94	163,541,099	2.26
16	PFIZER INC	アメリカ	株式	医薬品・医療機器	97,409	1,561.64	152,117,969	1,584.28	154,323,374	2.14
17	BANK OF AMERICA CORP	アメリカ	株式	銀行業	113,200	1,470.83	166,498,512	1,342.95	152,022,019	2.11
18	INTL BUSINESS MACHINES CORP	アメリカ	株式	電気機器	13,395	10,691.61	143,214,098	10,912.02	146,166,468	2.02
19	TIME WARNER INC	アメリカ	株式	通信・ネットワーク関連	52,933	2,729.40	144,475,532	2,678.09	141,759,259	1.96
20	DU PONT (E.I) DE NEMOURS	アメリカ	株式	化学	43,550	3,005.41	130,885,758	2,986.26	130,051,797	1.80
21	PEABODY ENERGY CORP	アメリカ	株式	エネルギー	33,500	3,771.57	126,347,753	3,868.25	129,586,496	1.79
22	MERCK & CO. INC	アメリカ	株式	医薬品・医療機器	41,053	2,896.83	118,923,477	3,150.33	129,330,699	1.79
23	RAYTHEON COMPANY	アメリカ	株式	軍事産業・宇宙	28,100	4,100.89	115,235,127	4,482.00	125,944,208	1.74
24	ANADARKO PETROLEUM CORP	アメリカ	株式	石油・石炭製品	22,400	5,820.55	130,380,424	5,266.76	117,975,484	1.63
25	WALT DISNEY	アメリカ	株式	レジャー・旅行・娯楽	43,700	2,593.77	113,347,541	2,634.68	115,135,669	1.59
26	MORGAN STANLEY	アメリカ	株式	ファイナンシャルサービス	43,200	2,872.68	124,099,830	2,648.57	114,418,358	1.58
27	NOBLE CORP	アメリカ	株式	エネルギー	31,500	3,734.69	117,642,805	3,577.44	112,689,363	1.56
28	VERIZON COMMUNICATIONS	アメリカ	株式	通信・ネットワーク関連	40,996	2,518.80	103,260,571	2,745.80	112,566,829	1.56
29	AT&T INC	アメリカ	株式	通信・ネットワーク関連	45,032	2,258.81	101,718,539	2,343.00	105,510,062	1.46
30	MICRON TECHNOLOGY INC	アメリカ	株式	電気機器	165,900	697.91	115,783,865	633.71	105,132,987	1.46

(注) 投資比率は、純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

種類別及び業種別投資比率

種類		投資比率(%)
株式		99.01
	業種	
	医薬品・医療機器	10.80
	食料品	8.70
	通信・ネットワーク関連	8.37
	機械・エンジニアリング	8.08
	銀行業	7.88
	電気機器	6.97
	保険業	6.40
	エネルギー	5.62
	石油・石炭製品	5.56
	サービス業	5.24
	放送・出版・広告	3.61
	電子部品・計器	3.56
	軍事産業・宇宙	2.84
	コンピューター	2.84
	ファイナンスサービス	2.27
	化学	1.80
	ヘルスケア	1.70
	レジャー・旅行・娯楽	1.59
	エネルギー関連機器	1.23
	電気・ガス・水道	1.22
	鉄鋼	1.05
	繊維・アパレル	0.86
	鉱業	0.79

(注) 投資比率は、純資産総額に対する評価金額の比率です。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

(3)【運用実績】

【純資産の推移】

平成21年11月末現在、同日前1年以内における各月末および各計算期間末の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額(円)		1口当たりの純資産額(円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1期(平成18年10月20日)	2,230,204,048	(同左)	1.1300	(同左)
第2期(平成19年4月20日)	3,429,595,937	(同左)	1.2540	(同左)
第3期(平成19年10月22日)	4,580,245,686	(同左)	1.1958	(同左)
第4期(平成20年4月21日)	3,809,751,297	(同左)	1.0158	(同左)
第5期(平成20年10月20日)	2,100,914,808	(同左)	0.6531	(同左)
第6期(平成21年4月20日)	1,428,920,478	(同左)	0.6114	(同左)
第7期(平成21年10月20日)	1,202,722,560	(同左)	0.7176	(同左)
平成20年11月末現在	1,730,800,262	—	0.5760	—
平成20年12月末現在	1,604,671,831	—	0.5520	—
平成21年1月末現在	1,473,956,146	—	0.5430	—
平成21年2月末現在	1,322,634,277	—	0.5209	—
平成21年3月末現在	1,357,379,761	—	0.5454	—
平成21年4月末現在	1,371,031,335	—	0.6043	—
平成21年5月末現在	1,376,444,262	—	0.6316	—
平成21年6月末現在	1,251,849,994	—	0.6403	—
平成21年7月末現在	1,255,545,903	—	0.6794	—
平成21年8月末現在	1,227,698,611	—	0.6955	—
平成21年9月末現在	1,191,404,167	—	0.6895	—
平成21年10月末現在	1,168,513,446	—	0.7089	—
平成21年11月末現在	1,060,402,027	—	0.6855	—

【分配の推移】

	1口当たりの分配金(円)
第1期	—
第2期	—
第3期	—
第4期	—
第5期	—
第6期	—
第7期	—

【収益率の推移】

	収益率(%)
第1期	13.0
第2期	11.0
第3期	4.6
第4期	15.1
第5期	35.7
第6期	6.4
第7期	17.4

(注) 収益率とは、計算期間末の基準価額(分配付の額)から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額(分配落の額、以下「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数です。なお、第1期計算期間については、前期末基準価額を10,000円(1万口当たり)として計算しています。

第二部 【ファンドの詳細情報】

第1 【ファンドの沿革】

- 平成18年5月8日 信託契約締結、ファンドの設定日、運用開始
- 平成18年10月1日 ファンド名称を「メリルリンチ・USベーシック・バリュー・オープン(SMA向け)」から「ブラックロック・USベーシック・バリュー・オープン(SMA向け)」に、「メリルリンチ・USベーシック・バリュー・オープン・マザーファンド」は「ブラックロック・USベーシック・バリュー・オープン・マザーファンド」に変更
- 平成19年1月4日 投資信託振替制度への移行
- 平成21年12月2日 ファンドの委託会社としての業務をブラックロック・ジャパン株式会社からパークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社（新社名：ブラックロック・ジャパン株式会社）に承継

第2 【手続等】

1 【申込（販売）手続等】

(1) 申込方法

受益権の取得申込者は、販売会社との間で有価証券の取引に関する契約を締結します。販売会社は有価証券の取引にかかわる約款を取得申込者に交付し、取得申込者は当該約款に基づく取引口座の設定を申込む旨の申込書を提出します。

また、当該販売会社との間で、「累積投資約款」にしたがって累積投資契約を締結します。

取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとし、振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

(2) 申込期間

当ファンドの取得申込は、申込期間における販売会社の各営業日に、販売会社の本・支店、営業所等でお受けしています。なお、申込期間は、有価証券届出書を提出することによって更新されます。

(3) 受付時間

お申込みの受付は、申込期間中の午後3時(半日立会日は午前11時)までに受付けたものを当日のお申込みとします。受付時間を過ぎてのお申込みは翌営業日のお取扱いとします。ただし、受付時間は販売会社によって異なることがあります。詳細は販売会社へお問い合わせください。

販売会社につきましては、下記にお問い合わせください。

ブラックロック・ジャパン株式会社

コールセンター : 電話番号 03-4577-9700

(受付時間 営業日の9:00～17:00、半日営業日は9:00～正午。)

ホームページアドレス : <http://www.blackrock.co.jp>

(4) 申込不可日

ニューヨーク証券取引所の休場日に該当する場合は、販売会社の営業日であってもお申込みは受け付けません。詳細は販売会社へお問い合わせください。

(5) 申込単位

申込単位は販売会社により異なります。詳細は販売会社にお問い合わせください。

(6) 申込価額

受益権の申込価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。なお、申込価額には申込手数料は含まれておりません。

(7) 申込手数料

申込手数料は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額の3.15%(税抜3.00%)を上限として、販売会社が独自に定めることができます。詳細は、販売会社にお問い合わせください。

なお、申込手数料には消費税等相当額が含まれています。

収益分配金を再投資する場合は、無手数料とします。

(8) 取得申込の受付の中止、既に受付けた取得申込の受付の取消

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託会社の判断により、受益権の取得申込の受付を中止することおよび既に受付けた取得申込の受付を取り消すことがあります。

(9) 取得申込代金の計算とお支払い

取得申込者は、申込代金を販売会社に支払うものとします。申込手数料は申込代金から差し引かれます。

2【換金（解約）手続等】

(1) 一部解約の申込と受付

受益者は、自己に帰属する受益権について、委託会社に1口以上1口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。詳細は販売会社にお問い合わせください。

受益者が一部解約の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。一部解約の請求の受付は、午後3時(半日立会日は午前11時)までとなっております。ただし、受付時間は販売会社によって異なることがあります。

解約の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

(2) 解約請求不可日

ニューヨーク証券取引所の休場日に該当する場合は、販売会社の営業日であっても解約請求の受付は行いません。詳細は販売会社へお問い合わせください。

(3) 解約の価額

一部解約の価額は、一部解約の実行請求受付日の翌営業日の基準価額とします。なお手取額は、一部解約の実行請求受付日の翌営業日の基準価額から所得税および地方税を差し引いた金額となります。

当ファンドの解約価額等につきましては販売会社または下記に問い合わせることにより知ることができます。

ブラックロック・ジャパン株式会社

コールセンター：電話番号 03-4577-9700

（受付時間 営業日の9：00～17：00、半日営業日は9：00～正午。）

(4) 解約請求受付の制限

投資信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の解約請求には制限があります。

(5) 解約代金の支払い

解約代金は原則として一部解約の実行請求受付日から起算して5営業日目から販売会社においてお支払いします。

(6) 一部解約の実行の請求の受付中止および取消

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付を中止することおよび既に受付けた一部解約の実行の請求の受付を取り消すことができます。一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとしします。

第3 【管理及び運営】

1 【資産管理等の概要】

(1) 【資産の評価】

当ファンドにおいて基準価額とは、投資信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。)を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産(外国通貨表示の有価証券(「外貨建有価証券」といいます。)、預金その他の資産をいいます。以下同じ。)の円換算については、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。また、予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

基準価額(1万口当り)は委託会社の営業日に毎日算出されます。受益者は、販売会社または下記に問い合わせることにより知ることができます。

また、日々の基準価額(1万口当り)は翌日の日本経済新聞に掲載されております。ファンド名は「S・U S」と省略されて記載されております。

マザーファンドの受益証券：原則として計算日の基準価額で評価するものとします。

(参考)マザーファンドの主たる投資対象の評価方法

外国株式：原則として、海外取引所における計算時に知りうる直近の日の最終相場で評価するものとします。

ブラックロック・ジャパン株式会社

コールセンター : 電話番号 03-4577-9700

(受付時間 営業日の9:00～17:00、半日営業日は9:00～正午。)

ホームページアドレス : <http://www.blackrock.co.jp>

(2) 【保管】

該当事項はありません。

(3) 【信託期間】

この信託の期間は、無期限とします。

(4) 【計算期間】

計算期間は毎年4月21日から10月20日および10月21日から翌年4月20日までとすることを原則とします。各計算期間終了日に該当する日が休業日のときは該当日の翌営業日を計算期間の終了日とし、その翌日より次の期間が開始されるものとします。

(5)【その他】

ファンドの償還条件等

- a．委託会社は、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- b．委託会社は、信託契約の一部を解約することにより、受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合には、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- c．a．およびb．の場合において、委託会社は、この事項について、あらかじめ解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係る全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
- d．c．の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べる旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- e．d．の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、a．およびb．の信託契約の解約を行いません。
- f．委託会社は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- g．d．～f．までの規定は、投資信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、d．の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。
- h．委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときはその命令に従い、信託契約を解約し信託を終了させます。
- i．委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

j . i . にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、「 信託約款の変更 d . 」に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。

k . 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、「 信託約款の変更」の規定にしたがい、新受託会社を選任します。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

信託約款の変更

a . 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは受託会社と合意の上、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

b . 委託会社は、変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係る全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

c . b . の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べる旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

d . c . の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、信託約款の変更を行いません。

e . 委託会社は、この信託約款の変更を行わないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

f . 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは a . ~ e . の規定にしたがいます。

信託事務の委託

受託会社は、当ファンドにかかる信託事務の処理の一部について日本マスタートラスト信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託にかかる契約書類に基づいて所定の事務を行います。

運用報告書の作成

毎期決算後、委託会社が期間中の運用経過のほか投資信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した「運用報告書」を作成し、お買付けいただいた販売会社からあらかじめお申し出いただいたご住所にお届けいたします。

関係法人との契約の更改等に関する手続き

- a. 「受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約」の期間は1年とし、委託会社、販売会社いずれからも別段の意思表示のないときは、自動的に1年間延長されるものとし、自動延長後の取扱いについてもこれと同様です。
- b. 「投資信託財産の運用指図権限委託契約」の期間は1年とし、委託会社又は投資顧問会社から書面による契約終了の申出がない限り、自動的に1年間延長されるものとし、自動延長後の取扱いについてもこれと同様です。

公告

委託会社が受益者に対してする公告は日本経済新聞に掲載します。

2【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

(1) 収益分配金受領権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金を、持ち分に応じて委託会社から受領する権利を有します。

受託会社が委託会社の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が販売会社に支払われます。販売会社は、累積投資契約に基づき、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行います。当該売付けにより増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(2) 償還金受領権

受益者は、委託会社の決定した償還金を、持ち分に応じて委託会社から受領する権利を有します。

償還金は、信託終了日後 1 ヶ月以内の委託会社の指定する日(原則として償還日から起算して 5 営業日以内)に償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、)にお支払いを開始します。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託会社がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

償還金の支払いは、販売会社において行います。

受益者が、償還金について支払開始日から10年間支払いの請求を行わない場合はその権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属するものとします。

(3) 受益権の一部解約請求権

受益者は、自己に帰属する受益権について、委託会社に一部解約を請求する権利を有します。

解約代金は原則として一部解約の実行請求受付日から起算して 5 営業日目から販売会社においてお支払いします。

解約の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

(4) 反対者の買取請求権

信託契約の解約または信託約款の変更を行う場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、投資信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

(5) 帳簿書類の閲覧又は謄写の請求権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に当ファンドの投資信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

第4 【ファンドの経理状況】

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）及び同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

- (2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第6期計算期間（平成20年10月21日から平成21年4月20日まで）の財務諸表については、監査法人トーマツにより監査を受け、また、第7期計算期間（平成21年4月21日から平成21年10月20日まで）の財務諸表については、有限責任監査法人トーマツにより監査を受けております。

なお、監査法人トーマツは、監査法人の種類の変更により、平成21年7月1日をもって有限責任監査法人トーマツとなっております。

- (3) 当ファンドは、ファミリーファンド方式により運用を行っておりますので、参考情報として「ブラックロック・USベシック・バリュー・オープン・マザーファンド」の貸借対照表及び附属明細表を記載しております。

なお、当該参考情報は監査意見の対象外となっております。

1【財務諸表】

ブラックロック・ＵＳベーシック・バリュー・オープン（ＳＭＡ向け）

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第 6 期 (平成21年 4 月20日現在)	第 7 期 (平成21年10月20日現在)
資産の部		
流動資産		
親投資信託受益証券	1,442,078,270	1,213,461,306
未収入金	17,093,014	3,513,798
流動資産合計	1,459,171,284	1,216,975,104
資産合計	1,459,171,284	1,216,975,104
負債の部		
流動負債		
未払解約金	17,093,014	3,513,798
未払受託者報酬	653,758	533,562
未払委託者報酬	12,504,034	10,205,184
流動負債合計	30,250,806	14,252,544
負債合計	30,250,806	14,252,544
純資産の部		
元本等		
元本	2,336,943,109	1,676,058,471
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	908,022,631	473,335,911
（分配準備積立金）	177,232,696	125,747,874
純資産合計	1,428,920,478	1,202,722,560
負債純資産合計	1,459,171,284	1,216,975,104

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第 6 期 (自 平成20年10月21日 至 平成21年 4 月20日)	第 7 期 (自 平成21年 4 月21日 至 平成21年10月20日)
営業収益		
有価証券売買等損益	158,358,741	210,027,326
営業収益合計	158,358,741	210,027,326
営業費用		
受託者報酬	653,758	533,562
委託者報酬	12,504,034	10,205,184
営業費用合計	13,157,792	10,738,746
営業利益又は営業損失（ ）	171,516,533	199,288,580
経常利益又は経常損失（ ）	171,516,533	199,288,580
当期純利益又は当期純損失（ ）	171,516,533	199,288,580
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	83,435,366	21,839,913
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	1,115,849,304	908,022,631
剰余金増加額又は欠損金減少額	348,382,715	265,340,402
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	348,382,715	265,340,402
剰余金減少額又は欠損金増加額	52,474,875	8,102,349
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	52,474,875	8,102,349
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	908,022,631	473,335,911

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	第 6 期 (自 平成20年10月21日 至 平成21年 4 月20日)	第 7 期 (自 平成21年 4 月21日 至 平成21年10月20日)
1 有価証券の評価基準及び 評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、当該親投資信託の基準価額で時価評価しております。	親投資信託受益証券 同左
2 収益及び費用の計上基準	有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。	有価証券売買等損益の計上基準 同左

(貸借対照表に関する注記)

項目	第 6 期 (平成21年 4 月20日現在)	第 7 期 (平成21年10月20日現在)
1 当該計算期間の末日における受益権総数	2,336,943,109口	1,676,058,471口
2 投資信託財産の計算に関する規則第55条の 6 第10号に規定する額	元本の欠損 908,022,631円	元本の欠損 473,335,911円
3 1口当たり純資産額	0.6114円	0.7176円

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

項目	第 6 期 (自 平成20年10月21日 至 平成21年 4 月20日)	第 7 期 (自 平成21年 4 月21日 至 平成21年10月20日)
1 資産運用の権限を再委託する場合の当該委託費用	2,549,849円	2,081,085円
2 分配金の計算過程	第 6 期計算期末における、配当等収益(0 円)、費用控除後の有価証券売買等損益(88,081,167円)、収益調整金(有価証券売買等損益相当額)(56,021,497円)、収益調整金(その他収益調整金)(310,597,770円)、分配準備積立金(177,232,696円)により、分配対象収益は487,830,466円となりましたが、委託会社が基準価額水準・市況動向等を勘案し、当期は分配を見合わせました。	第 7 期計算期末における、配当等収益(0 円)、費用控除及び繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0 円)、収益調整金(有価証券売買等損益相当額)(50,038,482円)、収益調整金(その他収益調整金)(224,126,238円)、分配準備積立金(125,747,874円)により、分配対象収益は349,874,112円となりましたが、委託会社が基準価額水準・市況動向等を勘案し、当期は分配を見合わせました。
3 剰余金増加額・減少額及び欠損金減少額・増加額	当期一部解約に伴う欠損金減少額及び当期追加信託に伴う欠損金増加額は、それぞれ欠損金増加額と減少額との純額を表示しております。	同左

(税効果会計に関する注記)

第 6 期 (自 平成20年10月21日 至 平成21年 4 月20日)	第 7 期 (自 平成21年 4 月21日 至 平成21年10月20日)
該当事項はありません。	同左

(関連当事者との取引に関する注記)

第 6 期 (自 平成20年10月21日 至 平成21年 4 月20日)	第 7 期 (自 平成21年 4 月21日 至 平成21年10月20日)
該当事項はありません。	同左

(重要な後発事象に関する注記)

第 6 期 (自 平成20年10月21日 至 平成21年 4 月20日)	第 7 期 (自 平成21年 4 月21日 至 平成21年10月20日)
該当事項はありません。	同左

(その他の注記)

1 本報告書における開示対象ファンドの当該計算期間における元本額の変動

項目	第 6 期 (平成21年 4 月20日現在)	第 7 期 (平成21年10月20日現在)
期首元本額	3,216,764,112円	2,336,943,109円
期中追加設定元本額	118,689,845円	22,170,203円
期中一部解約元本額	998,510,848円	683,054,841円

2 有価証券関係

第 6 期(平成21年 4 月20日現在)

売買目的有価証券

種類	貸借対照表計上額(円)	当計算期間の損益に 含まれた評価差額(円)
親投資信託受益証券	1,442,078,270	77,618,753

第 7 期(平成21年10月20日現在)

売買目的有価証券

種類	貸借対照表計上額(円)	当計算期間の損益に 含まれた評価差額(円)
親投資信託受益証券	1,213,461,306	186,862,662

3 デリバティブ取引関係

第 6 期 (自 平成20年10月21日 至 平成21年 4 月20日)	第 7 期 (自 平成21年 4 月21日 至 平成21年10月20日)
当ファンドはデリバティブ取引を行っていないため、該 当事項はありません。	同左

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

種類	銘柄	券面総額(口)	評価額(円)	備考(円)
親投資信託受益証券	ブラックロック・USベーシック・バリュー・オープン・マザーファンド	1,136,731,903	1,213,461,306	10,675

(注) 備考欄は親投資信託受益証券の1万口当たりの基準価額です。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

[次へ](#)

(参考情報)

当ファンドは、「ブラックロック・ＵＳベーシック・バリュー・オープン・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された親投資信託受益証券は、すべて同マザーファンドの受益証券であります。同マザーファンドの平成21年10月20日現在(以下「計算日」という)の状況は次の通りであります。

なお、以下に記載した情報は監査意見の対象外であります。

「ブラックロック・ＵＳベーシック・バリュー・オープン・マザーファンド」の状況

(1) 貸借対照表

	(平成21年10月20日現在)
項目	金額（円）
資産の部	
流動資産	
預金	243,168,895
コール・ローン	71,168,779
株式	7,282,017,721
派生商品評価勘定	32,000
未収入金	34,236,758
未収配当金	10,765,109
流動資産合計	7,641,389,262
資産合計	7,641,389,262
負債の部	
流動負債	
未払金	150,871,110
未払解約金	11,443,233
流動負債合計	162,314,343
負債合計	162,314,343
純資産の部	
元本等	
元本	7,006,427,212
剰余金	
剰余金	472,647,707
純資産合計	7,479,074,919
負債・純資産合計	7,641,389,262

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	(自 平成21年 4月21日 至 平成21年10月20日)
1 有価証券の評価基準及び評価方法	株式は移動平均法に基づき、原則として以下の通り時価評価しております。 (1) 金融商品取引所に上場されている有価証券 金融商品取引所に上場されている有価証券は、原則として当該取引所における計算日において知りうる直近の最終相場で評価しております。 (2) 金融商品取引所に上場されていない有価証券 当該有価証券については、原則として、金融機関の提示する価額又は価格情報会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。 ただし、取引停止や気配値のみ切下げる等の状態が一定期間経過した結果、時価がなくなった場合又は直近の日の最終相場によることが適当ではないと委託会社が判断した場合には、委託会社は忠実義務に基づき当該委託会社が合理的事由をもって認める評価額又は受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって認める評価額により評価しております。
2 デリバティブの評価基準及び評価方法	為替予約取引 個別法に基づき、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買取相場の仲値で評価しております。 当ファンドにおける派生商品評価勘定は、当該為替予約取引に係るものであります。
3 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	外貨建資産・負債の円換算については原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買取相場の仲値によって計算しております。
4 収益及び費用の計上基準	(1) 受取配当金の計上基準 受取配当金は原則として、株式の配当落ち日に予想配当金額を計上し、入金金額との差額については入金時に計上しております。 (2) 有価証券売買等損益及び為替予約取引による為替差損益の計上基準 約定日基準で計上しております。

項目	(自 平成21年 4 月21日 至 平成21年10月20日)
5 その他財務諸表作成のための 基本となる重要な事項	外貨建資産等の会計処理 外貨建資産等については、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)第60条の規定に基づき、通貨の種類ごとに勘定を設けて、邦貨建資産等と区分する方法を採用しております。従って、外貨の売買については、同規則第61条の規定により処理し、為替差損益を算定しております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	(平成21年10月20日現在)
1 当該計算期間の末日における受益権総数	7,006,427,212口
2 1口当たり純資産額	1.0675円

(税効果会計に関する注記)

(自 平成21年 4 月21日 至 平成21年10月20日)
該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

(自 平成21年 4 月21日 至 平成21年10月20日)
該当事項はありません。

(重要な後発事象に関する注記)

(自 平成21年 4 月21日 至 平成21年10月20日)
該当事項はありません。

(その他の注記)

- 1 本報告書における開示対象ファンドの当該計算期間における当該親投資信託の元本額の変動及び計算日における元本の内訳

(平成21年10月20日現在)	
同計算期間の期首元本額	7,146,662,881円
同計算期間中の追加設定元本額	842,979,710円
同計算期間中の一部解約元本額	983,215,379円
同計算期間末日の元本額	7,006,427,212円
当該親投資信託受益証券を投資対象とする投資信託の元本額は次の通りです。	
ブラックロック・U S ベーシック・バリュー・オープン	5,869,695,309円
ブラックロック・U S ベーシック・バリュー・オープン（SMA向け）	1,136,731,903円
合計	7,006,427,212円

2 有価証券関係

売買目的有価証券

(平成21年10月20日現在)		
種類	貸借対照表計上額(円)	当計算期間の損益に含まれた評価差額(円)
株式	7,282,017,721	1,394,786,333

(注) 「当計算期間の損益に含まれた評価差額」の欄には、当親投資信託の期首から計算日までの評価差額を記載しております。

3 デリバティブ取引関係

取引の状況に関する事項

(自 平成21年 4月21日 至 平成21年10月20日)	
1 取引の内容	当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、為替予約取引であります。
2 取引に対する取組方針と利用目的	当ファンドは、外貨建有価証券の売買の決済等に伴い必要となる外貨の売買の為に、その受渡日までの数日間の為替予約を利用しております。当ファンドは外貨建資産の為替変動リスクを低減する目的及び投機を目的とする為替予約は行わない方針であります。
3 取引に係るリスクの内容	為替予約取引等に係る主要なリスクは、為替相場の変動による価格変動リスク及び取引相手の信用状況の変化により損失が発生する信用リスクであります。
4 取引に係るリスクの管理体制	取引の管理については、取引限度額等を定めた投資信託約款に従い、資金担当部門が決裁担当者承認を得て行っております。また、取引の相手先については、定めたリスク管理の方針と手続きに従って担当部門が取引を行っており、リスク管理担当部門が管理しております。
5 取引の時価等に関する事項についての補足説明	取引の時価に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。

取引の時価等に関する事項

通貨関連

区分	種類	(平成21年10月20日現在)			
		契約額等(円)	契約額等のうち 1年超(円)	時価(円)	評価損益(円)
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建 米ドル	9,098,000	—	9,066,000	32,000
合計		9,098,000	—	9,066,000	32,000

(注) 時価の算定方法

為替予約取引

- 1 計算日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。
計算日において為替予約の受渡日(以下「当該日」という)の対顧客先物相場が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。
計算日において当該日の対顧客先物相場が発表されていない場合は、以下の方法によっております。
・計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
・計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。
- 2 計算日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算日の対顧客相場の仲値で評価しております。

(3) 附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

銘柄	株式数	評価額		組入 比率 (%)	備考
		単価	金額		
米ドル					
TYCO INTERNATIONAL LTD	32,825	35.910	1,178,745.75		
TIME WARNER INC	57,333	31.440	1,802,549.52		
KIMBERLY CLARK	32,200	59.650	1,920,730.00		
TRAVELERS COS INC/THE	65,620	48.800	3,202,256.00		
JPMORGAN CHASE & CO	70,389	45.980	3,236,486.22		
ACE LTD	15,100	55.140	832,614.00		
LIMITED BRANDS INC	43,600	19.430	847,148.00		
RAYTHEON COMPANY	27,500	47.150	1,296,625.00		
SCHERING PLOUGH	75,500	29.710	2,243,105.00		
XEROX CORP	241,000	7.800	1,879,800.00		
US BANCORP	19,500	23.810	464,295.00		
HONEYWELL INTERNATIONAL	28,200	38.420	1,083,444.00		
PRUDENTIAL FINANCIAL INC	11,600	52.090	604,244.00		
UNILEVER N V NY SHARES	77,400	31.030	2,401,722.00		
UNITED HEALTHCARE CORP	37,000	24.920	922,040.00		
CBS CORP-CL B	36,000	13.710	493,560.00		
ANADARKO PETROLEUM CORP	20,700	67.400	1,395,180.00		
AT&T INC	44,132	26.000	1,147,432.00		
METLIFE INC	30,700	37.910	1,163,837.00		
WELLS FARGO & COMPANY	13,400	30.070	402,938.00		
ALCOA INC	51,200	14.070	720,384.00		
SOUTHERN CO	31,500	33.270	1,048,005.00		
COMCAST CORP-SPECIAL CL-A	40,100	14.770	592,277.00		
PFIZER INC	103,309	17.980	1,857,495.82		
INTEL CORP	54,500	20.410	1,112,345.00		
LILLY (ELI) & CO	25,300	35.280	892,584.00		
BANK OF AMERICA CORP	96,200	17.160	1,650,792.00		
DEERE & CO	9,120	46.040	419,884.80		
HEWLETT-PACKARD CO	47,162	48.470	2,285,942.14		
BRISTOL-MYERS SQUIBB	139,500	22.970	3,204,315.00		
QWEST COMMUNICATIONS INTL	556,200	3.660	2,035,692.00		
KROGER CO COM	32,600	24.290	791,854.00		
EXXON MOBIL CORPORATION	38,700	73.620	2,849,094.00		
MORGAN STANLEY	43,000	33.110	1,423,730.00		
WALT DISNEY	42,800	29.870	1,278,436.00		
CLOROX COMPANY	6,800	58.230	395,964.00		
ANALOG DEVICES	31,200	27.810	867,672.00		
VERIZON COMMUNICATIONS	40,196	28.960	1,164,076.16		

銘柄	株式数	評価額		組入 比率 (%)	備考
		単価	金額		
CHEVRON CORP	21,100	77.660	1,638,626.00		
MICRON TECHNOLOGY INC	175,800	8.050	1,415,190.00		
HALLIBURTON CO	84,000	31.050	2,608,200.00		
LSI CORPORATION	468,900	5.730	2,686,797.00		
DU PONT (E.I) DE NEMOURS	42,650	34.620	1,476,543.00		
GENERAL MILLS INC	34,400	66.320	2,281,408.00		
INTL BUSINESS MACHINES CORP	13,095	123.060	1,611,470.70		
PEABODY ENERGY CORP	28,700	43.370	1,244,719.00		
KRAFT FOODS INC-A	82,025	27.210	2,231,900.25		
BAXTER INTERNATIONAL INC	7,600	55.490	421,724.00		
MAXIM INTEGRATED PRODUCTS	63,400	18.910	1,198,894.00		
BANK OF NY MELLON CO	37,479	27.230	1,020,553.17		
DOMINION RESOURCES INC	23,700	35.110	832,107.00		
THE GAP INC	4,100	23.210	95,161.00		
NORTHROP GRUMMAN CORP	12,500	51.190	639,875.00		
NOBLE CORP	26,800	43.190	1,157,492.00		
NUCOR CORP	8,300	45.780	379,974.00		
UNITED STATES STEEL CORP	11,900	42.570	506,583.00		
VIACOM INC-CLASS B	74,200	28.970	2,149,574.00		
TIME WARNER CABLE	9,568	41.800	399,942.40		
COVIDIEN PLC	27,125	44.510	1,207,333.75		
RALCORP HOLDINGS INC	1	57.540	57.54		
(邦貨換算)			(7,282,017,721)	100.0	
米ドル合計(60銘柄)	3,626,429		80,313,419.22		
(邦貨換算合計)			(7,282,017,721)		
合計(60銘柄)	3,626,429		7,282,017,721	100.0	

(注) 組入比率は、組入株式時価総額に対する通貨別の当該資産の時価合計額の比率です。

(2) 株式以外の有価証券

該当事項はありません。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

当該事項はデリバティブ取引関係の注記事項として記載しております。

2【ファンドの現況】

ブラックロック・ＵＳベーシック・バリュー・オープン（ＳＭＡ向け）(平成21年11月末現在)

【純資産額計算書】

資産総額	1,063,821,019円
負債総額	3,418,992円
純資産総額(-)	1,060,402,027円
発行済数量	1,546,836,111口
1 単位当たり純資産額(/)	0.6855円

(参考情報)

ブラックロック・ＵＳベーシック・バリュー・オープン・マザーファンド(平成21年11月末現在)

純資産額計算書

資産総額	7,383,125,860円
負債総額	162,484,327円
純資産総額(-)	7,220,641,533円
発行済数量	7,066,549,055口
1 単位当たり純資産額(/)	1.0218円

第 5 【設定及び解約の実績】

	設定数量(口)	解約数量(口)	発行済数量(口)
第 1 期	2,021,533,287	47,877,127	1,973,656,160
第 2 期	991,113,336	229,831,985	2,734,937,511
第 3 期	1,696,622,733	601,325,778	3,830,234,466
第 4 期	632,526,070	712,231,347	3,750,529,189
第 5 期	364,060,393	897,825,470	3,216,764,112
第 6 期	118,689,845	998,510,848	2,336,943,109
第 7 期	22,170,203	683,054,841	1,676,058,471

第三部 【特別情報】

第1 【委託会社等の概況】

1 【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額等

資本金 485,000千円

発行する株式の総数 36,000株

発行済株式の総数 9,238株

直近5ヵ年における主な資本金の額の増減

平成16年4月1日付で、資本金を金414,000千円から475,000千円に増額しました。

平成20年7月1日付で、資本金を金475,000千円から485,000千円に増額しました。

(2) 委託会社の機構

経営の意思決定機構

< 株主総会 >

株主により構成される会社における最高の意思決定機関として、取締役の選任、利益処分承認、定款の変更等、会社法及び定款の定めにしたがって重要事項の決定を行います。

< 取締役会 >

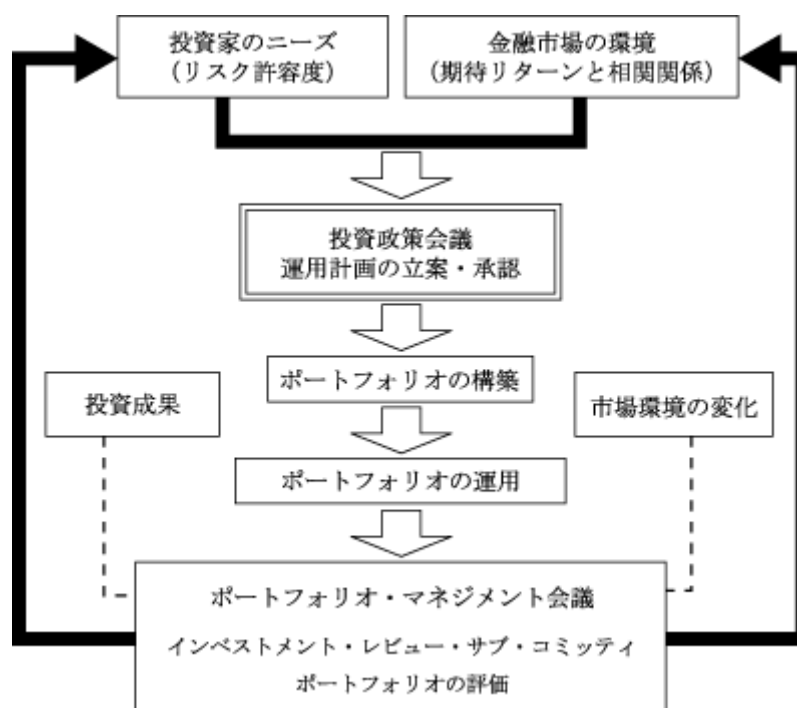
取締役により構成され、当社の業務につき意思決定を行います。また、取締役の職務の執行を監督します。

< 経営会議 >

経営会議は、代表取締役の権限範囲内の事項につき、実施事項を決定承認し、業務を執行します。

経営会議の下部組織として、重要な営業戦略と商品戦略を検討するプロダクト・マネジメント・サブ・コミッティ、運用実績及び運用ガイドラインの遵守状況を確認するインベストメント・レビュー・サブ・コミッティ及びリスク管理全般について検討するリスク・アンド・コンプライアンス・サブ・コミッティを設置します。各サブ・コミッティの検討事項は、経営会議で決定され、実行されます。

運用の意思決定機構



（参考情報）旧ブラックロック・ジャパン株式会社における運用の意思決定機構

グループ

- ・ブラックロック・グループの投資戦略委員会(Central Strategy Group)がグループとしての基本的な選好資産の枠組みを決定します。

委託会社

- ・CSGで決定された方針をベースに委託会社のマルチアセット・ポートフォリオ・ストラテジーズ・チームが投資戦略を策定します。

運用チーム

- ・各運用チームでは、その戦略にのっとり、独自の運用プロセスを通して運用を行います。
各チームはファンドの具体的な運用実施計画を策定します。

ポートフォリオ・マネジャー

- ・ポートフォリオ・マネジャーは、チームの運用実施計画に基づき、個別銘柄を選択し売買に関する指図を行います。

リスク管理

- ・リスク・クオンツ分析部において、当該商品の運用分析およびリスク分析等を行います。さらに分析結果について定期的にレビューを行い、運用チームへ助言をします。

パークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社は、平成21年12月2日をもって、ブラックロック・ジャパン株式会社と合併し、商号をブラックロック・ジャパン株式会社に変更しました。

上記の運用の意思決定機構については、合併存続会社である「旧パークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社」の平成21年11月末時点の内容を記載しております。また、参考情報として合併非存続会社である「旧ブラックロック・ジャパン株式会社」の運用の意思決定機構についても併せて記載しております。

2【事業の内容及び営業の概況】

- (1) 「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社であるパークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者として投資運用業及び投資助言業務を行っています。また「金融商品取引法」に定める、第一種金融商品取引業を行っています。
- (2) 委託会社が運用の指図を行っている投資信託（親投資信託を除きます。）のファンドの種類別の本数及び純資産額の合計額は以下のとおりです。

（平成21年8月末現在）

基本的性格	ファンドの本数	純資産額（百万円）
追加型株式投資信託	80本	1,313,694
合 計	80本	1,313,694

（参考情報）

旧ブラックロック・ジャパン株式会社（平成21年9月末現在）

種類		本数	純資産総額
公募投資信託	追加型株式投資信託	34本	181,281百万円
	単位型株式投資信託	1本	1,848百万円
私募投資信託		26本	276,431百万円
合 計		61本	459,560百万円

パークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社は、平成21年12月2日をもって、ブラックロック・ジャパン株式会社と合併し、商号をブラックロック・ジャパン株式会社に変更しました。上記は、合併存続会社である「旧パークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社」の平成21年8月末時点の内容です。また、参考情報としても合併非存続会社である「旧ブラックロック・ジャパン株式会社」の平成21年9月末現在の内容も併せて記載しております。

3【委託会社等の経理状況】

- 1．当社の財務諸表は、第21期事業年度（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）については、改正前の「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定により、改正前の「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて、第22期事業年度（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）については、改正後の「財務諸表等規則」並びに同規則第2条の規定により、改正後の「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。
- 2．当社は、金融商品取引法第193条の2第1項に基づき、第21期事業年度（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）及び第22期事業年度（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）の財務諸表について、あらた監査法人により監査を受けております。
- 3．当社の中間財務諸表は改正後の「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号、以下「中間財務諸表等規則」という。）並びに同規則第38条、第57条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。
中間財務諸表に記載している金額については、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。
- 4．当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第23期中間会計期間（平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）の中間財務諸表について、あらた監査法人により中間監査を受けております。

(1) 【貸借対照表】

(単位：百万円)

		第21期 (平成20年 3 月31日現在)	第22期 (平成21年 3 月31日現在)
資産の部			
流動資産			
預金	2	7,739	7,523
立替金		-	0
前払費用		26	84
未収入金		501	680
未収委託者報酬		1,553	845
未収収益		3,403	3,055
差入保証金		-	332
未収還付消費税等		-	78
繰延税金資産		265	310
その他流動資産		33	0
流動資産計		13,523	12,912
固定資産			
有形固定資産			
建物附属設備	1	109	89
器具備品	1	362	316
建設仮勘定		-	256
有形固定資産計		471	662
無形固定資産			
のれん		585	311
その他の無形固定資産		2	2
無形固定資産計		588	314
投資その他の資産			
投資有価証券		0	0
長期前払費用		1	1
長期差入保証金		405	681
預託金		26	-
繰延税金資産		720	623
投資その他の資産計		1,153	1,306
固定資産計		2,213	2,284
資産合計		15,736	15,196

		第21期 (平成20年 3 月31日現在)	第22期 (平成21年 3 月31日現在)
負債の部			
流動負債			
預り金		-	61
未払費用		2,778	1,476
未払法人税等		1,439	307
未払消費税		152	-
賞与引当金		1,175	715
その他流動負債		105	-
流動負債計		5,651	2,560
固定負債			
長期借入金	2	3,300	3,300
退職給付引当金		117	287
固定負債計		3,417	3,587
負債合計		9,069	6,147
純資産の部			
株主資本			
資本金		475	485
資本剰余金			
資本準備金		366	366
資本剰余金合計		366	366
利益剰余金			
利益準備金		336	336
その他利益剰余金			
繰越利益剰余金		5,489	7,860
利益剰余金合計		5,825	8,197
株主資本合計		6,666	9,048
純資産合計		6,666	9,048
負債・純資産合計		15,736	15,196

(2) 【損益計算書】

(単位：百万円)

	第21期 (自 平成19年 4 月 1 日 至 平成20年 3 月31日)	第22期 (自 平成20年 4 月 1 日 至 平成21年 3 月31日)
営業収益		
委託者報酬	8,243	5,066
運用受託報酬	-	8,233
投資顧問料	9,029	-
その他営業収益	2,220	3,498
営業収益計	19,493	16,798
営業費用		
支払手数料	1,902	2,005
広告宣伝費	36	104
調査費		
調査費	7	9
情報機器関連費	179	237
調査費計	187	246
委託計算費	146	152
営業雑費		
通信費	37	92
印刷費	28	34
諸会費	34	32
営業雑費計	100	159
営業費用計	2,374	2,668
一般管理費		
給料		
役員報酬	486	248
給料・手当	1,226	3,203
賞与	1,904	1,056
給料計	3,617	4,508
その他の人件費	-	5
退職給付費用負担金	179	399
法定福利費	202	307
福利厚生費	28	45
事務委託費	7,121	3,716
事務用品費	-	7
交際費	3	3
旅費交通費	129	126
採用費	123	100
租税公課	61	59
不動産賃借料	326	837
水道光熱費	14	77
固定資産減価償却費	35	226
のれん償却費	273	273
賃借料	2	7
消耗器具備品費	52	15
修繕維持費	16	23
不動産仲介手数料	-	60
教育研修費	32	61
諸経費	43	110
一般管理費計	12,263	10,974

	第21期 (自 平成19年 4 月 1 日 至 平成20年 3 月31日)	第22期 (自 平成20年 4 月 1 日 至 平成21年 3 月31日)
営業利益	4,855	3,155
営業外収益		
受取利息	-	1
為替差益	32	37
投信償還益	0	0
その他営業外収益	-	3
営業外収益計	32	42
営業外費用		
支払利息	16	64
投信償還損	0	0
営業外費用計	16	64
経常利益	4,871	3,133
特別利益		
賞与引当金戻入益	-	129
前期損益修正益	-	647
特別利益計	-	776
特別損失		
固定資産除却損	-	7
原状回復費	-	43
特別退職金	-	80
前期損益修正損	-	45
特別損失計	-	177
税引前当期純利益	4,871	3,732
法人税、住民税及び事業税	2,628	1,601
法人税等調整額	286	114
当期純利益	2,529	2,016

(3) 【株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	第21期 (自 平成19年 4 月 1 日 至 平成20年 3 月31日)	第22期 (自 平成20年 4 月 1 日 至 平成21年 3 月31日)
株主資本		
資本金		
前期末残高	475	475
当期変動額		
新株の発行	-	10
当期変動額合計	-	10
当期末残高	475	485
資本剰余金		
資本準備金		
前期末残高	366	366
当期末残高	366	366
資本剰余金合計		
前期末残高	366	366
当期末残高	366	366
利益剰余金		
利益準備金		
前期末残高	336	336
当期末残高	336	336
その他利益剰余金		
特別償却準備金		
前期末残高	0	-
当期変動額		
特別償却準備金取崩	0	-
当期変動額合計	0	-
当期末残高	-	-
繰越利益剰余金		
前期末残高	2,959	5,489
当期変動額		
特別償却準備金取崩	0	-
企業結合による利益剰余金の増加	-	355
当期純利益	2,529	2,016
当期変動額合計	2,529	2,371
当期末残高	5,489	7,860
利益剰余金合計		
前期末残高	3,296	5,825
当期変動額		
特別償却準備金取崩	-	-
企業結合による利益剰余金の増加	-	355
当期純利益	2,529	2,016
当期変動額合計	2,529	2,371
当期末残高	5,825	8,197

	第21期 (自 平成19年 4 月 1 日 至 平成20年 3 月31日)	第22期 (自 平成20年 4 月 1 日 至 平成21年 3 月31日)
株主資本合計		
前期末残高	4,137	6,666
当期変動額		
新株の発行	-	10
特別償却準備金取崩	-	-
企業結合による利益剰余金の増加	-	355
当期純利益	2,529	2,016
当期変動額合計	2,529	2,381
当期末残高	6,666	9,048
純資産合計		
前期末残高	4,137	6,666
当期変動額		
新株の発行	-	10
特別償却準備金取崩	-	-
企業結合による利益剰余金の増加	-	355
当期純利益	2,529	2,016
当期変動額合計	2,529	2,381
当期末残高	6,666	9,048

(重要な会計方針)

期 別 項 目	第21期 自 平成19年 4 月 1 日 至 平成20年 3 月31日	第22期 自 平成20年 4 月 1 日 至 平成21年 3 月31日
1．有価証券の評価基準及び 評価方法	その他の有価証券で時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部資本直入法により処理 し、売却原価は移動平均法により算定) を採用しております。	その他の有価証券で時価のあるもの 同 左
2．固定資産の減価償却方法	(1) 有形固定資産 定額法により償却しております。 (会計方針の変更) 法人税法の改正に伴い、当事業年度 より、平成19年 4 月 1 日以降に取得し た有形固定資産について、改正後の法 人税法に基づく減価償却の方法に変 更しております。 これにより営業利益、経常利益及び 税引前当期純利益は、それぞれ 2 百万 円減少しております。 当事業年度の後半に固定資産管理シ ステムの導入を予定しており、導入に 際し法人税法の改正を反映させるこ ととしていたため、当中間期において 当事業年度に採用した会計処理を採 用しませんでした。これにより当中間 期の営業利益、経常利益及び税引前当 期純利益に与える影響は軽微であり ます。 - (2) 無形固定資産 のれんについては、定額法により償 却しております。	(1) 有形固定資産 同 左 - (追加情報) 平成21年 6 月に予定しております事 務所の移転に伴い、除却を予定してい る有形固定資産について、従来、耐用 年数を 2 年～15年としておりました が、除却を決定した平成20年 8 月よ り、残存耐用年数を平成20年 8 月から 平成21年 6 月までの11ヶ月に変更し ております。 これにより、当期の営業利益、経常利 益及び税引前当期利益はそれぞれ116 百万円減少しております。 (2) 無形固定資産 同 左

期 別 項 目	第21期 自 平成19年 4 月 1 日 至 平成20年 3 月31日	第22期 自 平成20年 4 月 1 日 至 平成21年 3 月31日
3．引当金の計上基準	(1) 退職給付引当金の計上方法 適格退職年金制度 従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務および年金資産に基づき計上しております。なお、会計制度委員会報告第13号「退職給付会計に関する実務指針(中間報告)」に規定されている簡便法(以下、簡便法)に基づき、当期末における年金財政計算上の責任準備金の額をもって退職給付債務とする方法によっております。 旧退職金制度 適格退職年金制度移行日現在在籍していた従業員については、旧退職制度に基づく給付額を保証しているため、期末現在の当該給付額と年金制度に基づく給付額との差額を引当て計上しております。 その他の退職給付制度 従業員の付加的な退職給付制度について、簡便法に基づき、内規に基づく期末要支給額の100%を引当て計上しております。 (2) 賞与引当金の計上方法 従業員の賞与の支払に備えて、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。	(1) 退職給付引当金の計上方法 適格退職年金制度 同 左 旧退職金制度 同 左 その他の退職給付制度 同 左 (2) 賞与引当金の計上方法 同 左
4．リース取引の処理方法	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については通常の賃貸借取引に係わる方法に準じた会計処理によっております。	同 左
5．その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理 税抜方式によっております。	消費税等の会計処理 同 左

(会計方針の変更)

期 別 項 目	第21期 自 平成19年 4 月 1 日 至 平成20年 3 月31日	第22期 自 平成20年 4 月 1 日 至 平成21年 3 月31日
1. リース取引に関する会計基準等	-	当事業年度から平成19年 3 月30日改正の「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準委員会企業会計基準第13号)及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会企業会計基準適用指針第16号)を適用しております。 この変更に伴う損益に与える影響はありません。
2. 表示方法の変更	-	前事業年度において「投資顧問料」として表示していたものは、当事業年度から投資一任契約については「運用受託報酬」と表示しております。

注 記 事 項

(貸借対照表関係)

第21期 (平成20年 3 月31日現在)	第22期 (平成21年 3 月31日現在)
1 有形固定資産の減価償却累計額 建物附属設備 12百万円 器具備品 107百万円	1 有形固定資産の減価償却累計額 建物附属設備 127百万円 器具備品 218百万円
2 関係会社に対する資産および負債は次の通りであります。 預金 3,289百万円 長期借入金 3,300百万円	2 関係会社に対する資産および負債は次の通りであります。 預金 3,224百万円 長期借入金 3,300百万円

(損益計算書関係)

第21期 自 平成19年 4 月 1 日 至 平成20年 3 月31日	第22期 自 平成20年 4 月 1 日 至 平成21年 3 月31日
1 関係会社に対する営業外費用は次の通りであります。 支払利息 16百万円	1 関係会社に対する営業外費用は次の通りであります。 支払利息 64百万円

(株主資本等変動計算書関係)

第21期 自 平成19年 4 月 1 日 至 平成20年 3 月31日				
第21期(自平成19年 4 月 1 日 至平成20年 3 月31日)				
1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項				
	前事業年度末株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
発行済株式				
普通株式	9,150	—	—	9,150
合計	9,150	—	—	9,150
2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項 該当事項はありません。				
3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項 該当事項はありません。				
4. 配当に関する事項				
(1) 配当金支払額 該当事項はありません。				
(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当事業年度後となるもの 該当事項はありません。				

第22期 自 平成20年 4 月 1 日 至 平成21年 3 月31日				
第22期(自平成20年 4 月 1 日 至平成21年 3 月31日)				
1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項				
	前事業年度末株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
発行済株式				
普通株式	9,150	88	—	9,238
合計	9,150	88	—	9,238
吸収合併に伴い、普通株式が88株増加いたしました。				
2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項 該当事項はありません。				
3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項 該当事項はありません。				
4. 配当に関する事項				
(1) 配当金支払額 該当事項はありません。				
(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当事業年度後となるもの 該当事項はありません。				

(リース取引関係)

第21期 自 平成19年 4 月 1 日 至 平成20年 3 月31日	第22期 自 平成20年 4 月 1 日 至 平成21年 3 月31日
財務諸表等規則附則(平成19年 8 月15日内閣府令第65号)第 9 条第 2 項 2 号の規定に基づき、改正前の財務諸表等規則第 8 条の 6 第 6 項により記載を省略しております。	財務諸表等規則第 8 条の 6 第 1 項により記載を省略しております。

(有価証券関係)

第21期 (平成20年 3 月31日現在)	第22期 (平成21年 3 月31日現在)
その他の有価証券で時価のあるもの 証券投資信託受益証券	その他の有価証券で時価のあるもの 証券投資信託受益証券
取得原価 0百万円	取得原価 0百万円
貸借対照表計上額 0百万円	貸借対照表計上額 0百万円
差額 0百万円	差額 0百万円

(デリバティブ取引関係)

第21期 自 平成19年 4 月 1 日 至 平成20年 3 月31日	第22期 自 平成20年 4 月 1 日 至 平成21年 3 月31日
該当なし	該当なし

(退職給付関係)

第21期 自 平成19年 4 月 1 日 至 平成20年 3 月31日	第22期 自 平成20年 4 月 1 日 至 平成21年 3 月31日								
1. 採用している退職給付制度の概要 適格退職年金制度 従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務および年金資産に基づき計上しております。なお、会計制度委員会報告第13号「退職給付会計に関する実務指針(中間報告)」に規定されている簡便法(以下、簡便法)に基づき、当期末における年金財政計算上の責任準備金の額をもって退職給付債務とする方法によっております。 旧退職金制度 適格退職年金制度移行日現在在籍していた従業員については、旧退職制度に基づく給付額を保証しているため、期末現在の当該給付額と年金制度に基づく給付額との差額を引当て計上しております。 その他の退職給付制度 従業員の付加的な退職給付制度について、簡便法に基づき、内規に基づく期末要支給額の100%を引当て計上しております。	1. 採用している退職給付制度の概要 適格退職年金制度 同左 旧退職金制度 同左 その他の退職給付制度 同左								
2. 退職給付債務に関する事項 <table> <tr> <td>退職給付債務</td><td>117百万円</td></tr> <tr> <td>退職給付引当金</td><td>117百万円</td></tr> </table>	退職給付債務	117百万円	退職給付引当金	117百万円	2. 退職給付債務に関する事項 <table> <tr> <td>退職給付債務</td><td>287百万円</td></tr> <tr> <td>退職給付引当金</td><td>287百万円</td></tr> </table>	退職給付債務	287百万円	退職給付引当金	287百万円
退職給付債務	117百万円								
退職給付引当金	117百万円								
退職給付債務	287百万円								
退職給付引当金	287百万円								
3. 退職給付費用に関する事項 <table> <tr> <td>勤務費用等</td><td>179百万円</td></tr> <tr> <td>退職給付費用</td><td>179百万円</td></tr> </table>	勤務費用等	179百万円	退職給付費用	179百万円	3. 退職給付費用に関する事項 <table> <tr> <td>勤務費用等</td><td>399百万円</td></tr> <tr> <td>退職給付費用</td><td>399百万円</td></tr> </table>	勤務費用等	399百万円	退職給付費用	399百万円
勤務費用等	179百万円								
退職給付費用	179百万円								
勤務費用等	399百万円								
退職給付費用	399百万円								
4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項 当社は、退職給付債務及び退職給付費用の算定方法として簡便法を採用しております。	4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項 同左								

(税効果会計関係)

第21期 (平成20年3月31日現在)	第22期 (平成21年3月31日現在)
1. 繰延税金資産の発生的主要原因内訳 繰延税金資産 賞与引当金 590百万円 退職給付引当金損金算入限度超過額 47百万円 減価償却費損金算入限度超過額 209百万円 未払費用否認 27百万円 未払事業税 109百万円 資産調整勘定 158百万円 その他 11百万円 繰延税金資産合計 1,154百万円 繰延税金負債 のれん (169)百万円 その他 - 百万円 繰延税金負債合計 (169)百万円 繰延税金資産の純額 985百万円	1. 繰延税金資産の発生的主要原因内訳 繰延税金資産 賞与引当金 363百万円 退職給付引当金損金算入限度超過額 116百万円 減価償却費損金算入限度超過額 244百万円 未払費用否認 110百万円 未払事業税 28百万円 資産調整勘定 118百万円 その他 78百万円 繰延税金資産合計 1,060百万円 繰延税金負債 のれん (126)百万円 その他 - 百万円 繰延税金負債合計 (126)百万円 繰延税金資産の純額 933百万円
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異原因 法定実効税率 40.69% (調整) 交際費等永久に損金に算入されない項目 7.76% その他 0.10% 税効果会計適用後の法人税等の負担率 48.55% 決算日後に税率の変更があった場合のその内容及び影響 平成20年4月30日に「地方法人特別税等に関する暫定措置法(平成20年法律第25号)」が公布され、事業税の所得割の標準税率が引き下げられるとともに、新たに地方法人特別税が賦課されることになりました。この変更による財務諸表に与える影響は軽微であります。	2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異原因 法定実効税率 40.69% (調整) 交際費等永久に損金に算入されない項目 5.22% その他 0.67% 税効果会計適用後の法人税等の負担率 46.58%

(関連当事者情報)

第21期(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

属性	会社等の 名称	住 所	資本金 または 出資金	事業の 内容 または 職 業	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関係内容		取引の 内容	取引金額	科 目	期末残高
						役員の 兼任等	事業上 の関係				
親会社の子会社	パークレイズ・グローバル・インベスターズ信託銀行株式会社	東京都渋谷区	百万円 3,150	信託業	なし	なし	投資顧問	助言 (注1)	百万円 271	-	百万円 -
								投資顧問	投資一任 (注3)	1,741	-
								事務委託	事務委託 (注2)	428	-
								事業譲受	事業譲受 (注7)		-
								譲受資産 合計	767	-	-
								譲受負債 合計	1,085	-	-
								譲受対価 のれん	201	-	-
									519	-	-
親会社の子会社	パークレイズ・グローバル・インベスターズ・サービス株式会社	東京都渋谷区	10	サービス業	なし	なし	事務委託	事務委託 (注2)	1,919	未払費用	▲637
親会社の子会社	Barclays Global Investors Limited	London, U.K.	875千ポンド	投資会社	(9.5%)	なし	投資顧問	投資一任 (注3)	655	未収収益	46
							投資顧問	投資一任 (注3)	618	未払費用	▲46
親会社の子会社	Barclays Global Investors N.A.	San Francisco, U.S.A.	1,500千ドル	銀行業 信託業	なし	役員3名	投資顧問	投資一任 (注3)	307	未収収益	20
							投資顧問	投資一任 (注3)	730	未払費用	▲53
							本部配賦 経費	本部配賦 経費 (注4)	4,461	未払費用	▲920
							その他 営業収益	その他 営業収益 (注5)	473	未収収益	266
親会社	Barclays Bank PLC	London U.k.	2,382 百万ポンド	銀行業	間接 (100%)	なし	ローン 借入	借入金 (注6)	3,300	長期 借入金	▲3,300
							支払利息	支払利息 (注6)	16	未払利息	-

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1)助言業務に関する投資顧問報酬の受払については、投資顧問契約に提示された料率を基礎として決定しております。

(注2)事務委託業務に関する事務委託費等の支払については、事務委託契約に提示された料率を基礎として決定しております。

(注3)投資一任業務に関する投資顧問報酬の受払については、投資顧問契約に提示された料率を基礎として決定しております。

(注4)本部配賦経費については、Barclays Global Investors N.A.にて負担したグローバル経費を当事者間で配賦割合を合意して決定しております。

(注5)その他営業収益には、有価証券の貸借、その媒介ならびに代理業務に係る報酬も含めております。

(注6)ローン借入金については、劣後ローン契約に基づき、平成19年11月30日に18億円を、平成20年1月29日に15億円を借入しております。

(注7)パークレイズ・グローバル・インベスターズ信託銀行株式会社との事業譲渡については、当社の算定した対価に基づき交渉の上、決定し、事業譲渡契約にて合意しております。

第22期(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

(追加情報)

当事業年度より、「関連当事者の開示に関する会計基準」(平成18年10月17日 企業会計基準委員会 企業会計基準第11号)及び「関連当事者の開示に関する会計基準の適用指針」(平成18年10月17日 企業会計基準委員会 企業会計基準適用指針第13号)を適用しております。この結果、従来の開示対象範囲に加えて、親会社又は重要な関連会社に関する注記が開示対象に追加されております。

1. 関連当事者との取引

(1) 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金または出資金	事業の内容または職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
親会社	Barclays Bank PLC	London U.K.	2,382百万ポンド	銀行業	間接(100%)	ローン借入	借入金(注1)	3,300	長期借入金	▲3,300
							支払利息(注1)	64	未払利息	-

(2) 兄弟会社等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金または出資金	事業の内容または職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
親会社の子会社	パークレイズ・グローバル・インベスターズ・サービス株式会社	東京都渋谷区	10百万円	サービス業	なし	事務委託	事務委託(注2)	1,026	未払費用	-
親会社の子会社	Barclays Global Investors Limited	London, U.K.	875千ポンド	投資会社	(9.4%)(注6)	投資顧問	投資一任(注3)	253	未収収益	8
							投資一任(注3)	700	未払費用	▲33
親会社の子会社	Barclays Global Investors N.A.	San Francisco, U.S.A.	1,500千ドル	銀行業信託業	なし	役員の兼任投資顧問 本部配賦経費 その他営業収益	投資一任(注3)	117	未収収益	7
							投資一任(注3)	703	未払費用	▲35
							本部配賦経費(注4)	1,402	未払費用	▲307
							その他営業収益(注5)	1,409	未収収益	240
親会社の子会社	Barclays Services (Japan) Limited	London, U.K.	100ポンド	サービス業	なし	事務所賃貸 事務委託	不動産賃借料(注7)	▲98	未収入金	98
							事務委託費(注7)	▲22	未収入金	22

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注1)ローン借入金については、劣後ローン契約に基づき、平成19年11月30日に18億円を、平成20年1月29日に15億円を借入れております。
- (注2)事務委託業務に関する事務委託費等の支払については、事務委託契約に提示された料率を基礎として決定しております。
- (注3)投資一任業務に関する投資顧問報酬の受払については、投資顧問契約に提示された料率を基礎として決定しております。
- (注4)本部配賦経費については、Barclays Global Investors N.A.にて負担したグローバル経費を当事者間で配賦割合を合意して決定しております。
- (注5)その他営業収益には、有価証券の貸借、その媒介ならびに代理業務に係る報酬も含めております。
- (注6)Barclays Global Investors Limited, UKの議決権等の被所有割合は、当年度中に9.508%から9.418%に、減少しております。
- (注7)賃借している事務所の一部をBarclays Services (Japan) Limited に再賃貸しており、同社負担分賃借料及び事務所経費を同社に請求し、当社の不動産賃借料、事務委託費を減額しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

Barclays Global Investors UK Holdings Limited(非上場)

Barclays Bank PLC(非上場)

Barclays PLC(ロンドン証券取引所等に上場)

(2) 重要な関連会社

該当なし

(企業結合等関係)

第21期 自 平成19年 4 月 1 日 至 平成20年 3 月31日	第22期 自 平成20年 4 月 1 日 至 平成21年 3 月31日
(共通支配下の取引等関係) 1. 結合当事企業又は対象となった事業の名称及びその事業の内容 結合当事企業又は対象となった事業の名称 パークレイズ・グローバル・インベスターズ信託銀行株式会社(以下「BTB」と言う。) 事業の内容 資産運用業務及び有価証券貸借業務 企業結合の法的形式 事業譲受 結合後企業の名称 パークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社 取引の目的を含む取引の概要 BTBが行っていた資産運用業務及び有価証券貸借業務を当社の事業と一体化することによる効率の高い事業運営を目的として、平成19年7月25日に事業譲渡契約を締結しこれに伴い平成19年12月27日に事業の譲受を完了しました。 2. 実施した会計処理の概要 本取引は、「企業結合に係る会計基準」(企業会計審議会平成15年10月31日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号最終改正平成19年11月15日)に基づき、共通支配下の取引として会計処理を行っております。	(共通支配下の取引等関係) 1. 結合当事企業又は対象となった事業の名称及びその事業の内容 結合当事企業又は対象となった事業の名称 パークレイズ・グローバル・インベスターズ・サービス株式会社(以下「BJS」と言う。) 事業の内容 情報技術及び情報技術に関するシステムの開発、整備、技術支援及び保守管理サービス、オフィス管理サービス、及び人事に関する管理サービス 企業結合の法的形式 吸収合併 結合後企業の名称 パークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社 取引の目的を含む取引の概要 平成20年2月1日以降は、当社がBJSにとっての唯一のサービス提供先であり、IT、人事等の業務をより効率的に行うことを目的として、平成20年7月1日に当社を存続会社、BJSを吸収消滅会社とする方式で吸収合併しました。 2. 実施した会計処理の概要 本取引は、「企業結合に係る会計基準」(企業会計審議会平成15年10月31日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号最終改正平成19年11月15日)に基づき、共通支配下の取引として会計処理を行っております。

(1株当たり情報)

第21期 自 平成19年 4 月 1 日 至 平成20年 3 月31日	第22期 自平成20年 4 月 1 日 至平成21年 3 月31日
1株当たり純資産額 728,619円51銭 1株当たり当期純利益 276,410円07銭 なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。 1株当たり当期純利益の算定上の基礎 損益計算書上の当期純利益 2,529百万円 1株当たり当期純利益の算定に 用いられた普通株式に係る当期純利益 2,529百万円 期中平均株式数 9,150株	1株当たり純資産額 979,494円33銭 1株当たり当期純利益 218,809円00銭 なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。 1株当たり当期純利益の算定上の基礎 損益計算書上の当期純利益 2,016百万円 1株当たり当期純利益の算定に 用いられた普通株式に係る当期純利益 2,016百万円 期中平均株式数 9,216株

(重要な後発事象)

第21期 自 平成19年 4 月 1 日 至 平成20年 3 月31日	第22期 自 平成20年 4 月 1 日 至 平成21年 3 月31日
平成20年 5 月15日開催の取締役会で、パークレイズ・グローバル・インベスターズ・サービス株式会社("BJS ")を吸収合併することを決定いたしました。 合併の理由： 平成20年 2 月 1 日以降は、当社がBJSにとっての唯一のサービス提供先であり、IT、人事等の業務をより効率的に行うため。 合併相手先の名称： パークレイズ・グローバル・インベスターズ・サービス株式会社 合併相手先の主な事業内容： 情報技術及び情報技術に関するシステムの開発、整備、技術支援及び保守管理サービス オフィス管理サービス 人事に関する管理サービス 合併相手先の事業規模： 平成19年12月第 3 期における合併相手先であるパークレイズ・グローバル・インベスターズ・サービス株式会社の事業規模は以下のとおりです。 営業収益 3,242百万円 経常利益 222百万円 当期純利益 130百万円 合併方式： 当社を存続会社、BJSを吸収合併消滅会社とする合併方式 合併比率： 1 対0.44 (注) 株式の割当比率 BJSの株式 1 株に対して、当社の株式0.44株を割当て交付する。(発行する株式は譲渡制限株式の予定です。) 増加すべき資本の額： 資本金 10百万円 引継ぐ財産の額： 合併日において引き継ぐBJSの資産・負債(平成19年12月31日現在)は以下のとおりです。 資産合計 1,284百万円 負債合計 1,029百万円 資本合計 254百万円 合併の時期： 平成20年 7 月 1 日を予定	ブラックロックによるパークレイズ・グローバル・インベスターズの買収について 平成21年 6 月16日、パークレイズPLC(パークレイズグループの持株会社、以下パークレイズという)取締役会は、ブラックロックからの当社を含むパークレイズ・グローバル・インベスターズ(BGI)の買収提案を受諾したことを発表しました。同取締役会はまた、8月上旬に開催予定の株主総会において、株主決議を求めることを発表しました。 先にBGIのiシェアーズ・ビジネスの買収を予定しておりましたCVCキャピタル・パートナーズは、取引契約の条件として6月18日までに対抗提案を提示する権利を保有していましたが、その権利を行使せずに取引を終了することに合意しました。従って、パークレイズは本年12月末を目処にiシェアーズ・ビジネスを含むBGIのブラックロックへの売却を完了し、BGIとブラックロックは統合する予定になっております。 日本におきましても、当社とブラックロック・ジャパン株式会社の統合が想定されますが、現時点では当社における具体的な決定事項はございません。

【中間財務諸表】

(1) 中間貸借対照表

(単位：百万円)		
第23期中間会計期間末 (平成21年9月30日現在)		
資産の部		
流動資産		
預金		4,871
前払費用		108
未収入金		501
未収委託者報酬		715
未収収益		3,256
差入保証金		236
未収還付消費税等	2	85
繰延税金資産		1,301
その他流動資産		2
流動資産計		11,080
固定資産		
有形固定資産		
建物付属設備	1	2,017
器具備品	1	719
建設仮勘定		12
有形固定資産計		2,749
無形固定資産		
のれん		259
その他の無形固定資産		2
無形固定資産計		262
投資その他の資産		
長期前払費用		1
長期差入保証金		691
繰延税金資産		352
投資その他の資産計		1,045
固定資産計		4,057
資産合計		15,138

（単位：百万円）

第23期中間会計期間末
（平成21年9月30日現在）

負債の部

流動負債

預り金	275
未払費用	2,437
未払法人税等	557
賞与引当金	1,606
流動負債計	4,876

固定負債

長期借入金	1,300
退職給付引当金	241
固定負債計	1,541

負債合計	6,417
------	-------

純資産の部

株主資本

資本金	485
-----	-----

資本剰余金

資本準備金	366
-------	-----

資本剰余金合計	366
---------	-----

利益剰余金

利益準備金	336
-------	-----

その他利益剰余金

繰越利益剰余金	7,532
---------	-------

利益剰余金合計	7,869
---------	-------

株主資本合計	8,720
--------	-------

純資産合計	8,720
-------	-------

負債・純資産合計	15,138
----------	--------

(2) 中間損益計算書

		(単位：百万円)
		第23期中間会計期間 (自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月30日)
営業収益		
委託者報酬		1,595
運用受託報酬		3,252
投資助言報酬		0
その他営業収益		1,408
営業収益計		6,256
営業費用		
支払手数料		766
広告宣伝費		33
調査費		
調査費		2
情報機器関連費		137
調査費計		140
委託計算費		64
営業雑費		
上場費		0
通信費		39
印刷費		18
諸会費		17
営業雑費計		76
営業費用計		1,080
一般管理費		
給料		
役員報酬		17
給料・手当		1,447
賞与		1,971
給料計		3,436
退職給付費用負担金		58
法定福利費		209
福利厚生費		19
事務委託費		787
事務用品費		4
交際費		1
旅費交通費		32
採用費		34
租税公課		36
不動産賃借料		552
水道光熱費		62
固定資産減価償却費	1	156
のれん償却費	1	51
賃借料		2
消耗器具備品費		49
修繕維持費		23
教育研修費		19
諸経費		67
一般管理費計		5,606

（単位：百万円）

	第23期中間会計期間 (自 平成21年 4 月 1 日 至 平成21年 9 月30日)
営業損失	430
営業外収益	
受取利息	9
その他営業外収益	0
営業外収益計	9
営業外費用	
支払利息	20
為替差損	0
投信償還損	0
営業外費用計	21
経常損失	441
特別利益	
前期損益修正益	78
特別利益計	78
特別損失	
固定資産除却損	1
原状回復費	32
長期借入金返済違約金	5
前期損益修正損	105
特別損失計	145
税引前中間純損失	507
法人税、住民税及び事業税	540
法人税等調整額	719
中間純損失	328

(3) 中間株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

	第23期中間会計期間 (自 平成21年 4 月 1 日 至 平成21年 9 月30日)
株主資本	
資本金	
前期末残高	485
当中間期末残高	485
資本剰余金	
資本準備金	
前期末残高	366
当中間期末残高	366
資本剰余金合計	
前期末残高	366
当中間期末残高	366
利益剰余金	
利益準備金	
前期末残高	336
当中間期末残高	336
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	
前期末残高	7,860
当中間期変動額	
中間純損失	328
当中間期変動額合計	328
当中間期末残高	7,532
利益剰余金合計	
前期末残高	8,197
当中間期変動額	
中間純損失	328
当中間期変動額合計	328
当中間期末残高	7,869
株主資本合計	
前期末残高	9,048
当中間期変動額	
中間純損失	328
当中間期変動額合計	328
当中間期末残高	8,720
純資産合計	
前期末残高	9,048
当中間期変動額	
中間純損失	328
当中間期変動額合計	328
当中間期末残高	8,720

中間財務諸表作成の基本となる重要な事項

第23期中間会計期間 自 平成21年 4 月 1 日 至 平成21年 9 月30日	
1 有価証券の評価基準及び評価方法	その他有価証券で時価のあるもの 中間会計期間末の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部資本直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。
2 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 定額法により償却しております。 (追加情報) 平成21年 6 月の事務所の移転に伴い、除却した有形固定資産について、従来、耐用年数を 2 年～15年としておりましたが、除却を決定した平成20年 8 月より、残存耐用年数を平成20年 8 月から平成21年 6 月までの11ヶ月に変更しております。 これにより、当中間期の営業損失、経常損失及び税引前中間純損失はそれぞれ44百万円増加しております。
3 重要な引当金の計上基準	(2) 無形固定資産 のれんについては、定額法により償却しております。 (1) 退職給付引当金の計上方法 適格退職年金制度 従業員の退職給付に備えるため、当中間会計期間末における退職給付債務および年金資産に基づき計上しております。なお、会計制度委員会報告第13号「退職給付会計に関する実務指針(中間報告)」に規定されている簡便法(以下、簡便法)に基づき、当中間会計期間末における年金財政計算上の責任準備金の額をもって退職給付債務とする方法によっております。 旧退職金制度 適格退職年金制度移行日現在在籍していた従業員については、旧退職金制度に基づく給付額を保証しているため、中間会計期間末現在の当該給付額と年金制度に基づく給付額との差額を引当計上しております。 その他の退職給付制度 従業員の付加的な退職給付制度について、簡便法に基づき、内規に基づく中間会計期間末要支給額の100%を引当計上しております。 (2) 賞与引当金の計上方法 従業員の賞与の支払に備えて、賞与支給見込額の当中間会計期間負担額を計上しております。
4 その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理 税抜方式によっております。

注記事項

(中間貸借対照表関係)

第23期中間会計期間末 (平成21年 9月30日現在)	
* 1 有形固定資産の減価償却累計額	
建物付属設備	52百万円
器具備品	181百万円
* 2 消費税等の取扱い	
仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、未収還付消費税等として表示しております。	

(中間損益計算書関係)

第23期中間会計期間 自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月30日	
* 1 減価償却費計上額	
有形固定資産	156百万円
無形固定資産	51百万円

(中間株主資本等変動計算書関係)

第23期中間会計期間 自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月30日				
第23期中間会計期間(自平成21年 4月 1日 至平成21年 9月30日)				
1 発行済み株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項 (単位：株)				
	前事業年度末株式数	当中間会計期間増加株式数	当中間会計期間減少株式数	当中間会計期間末株式数
発行済み株式				
普通株式	9,238	-	-	9,238
合計	9,238	-	-	9,238
自己株式				
普通株式	-	-	-	-
合計	-	-	-	-
総合計	9,238	-	-	9,238
2 自己株式の種類及び株式数に関する事項 該当事項はありません。				
3 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項 該当事項はありません。				
4 配当に関する事項				
(1) 配当金支払額 該当事項はありません。				
(2) 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が中間会計期間後となるもの 該当事項はありません。				

(リース取引関係)

第23期中間会計期間 自 平成21年 4 月 1 日 至 平成21年 9 月30日
中間財務諸表等規則第 5 条の 3、財務諸表等規則第 8 条の 6 第 1 項及び第 2 項により記載を省略しております。

(有価証券関係)

第23期中間会計期間末 (平成21年 9 月30日現在)
該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

第23期中間会計期間末 (平成21年 9 月30日現在)
該当事項はありません。

(1株当たり情報)

第23期中間会計期間 自 平成21年 4 月 1 日 至 平成21年 9 月30日	
1株当たり純資産額	943,974円89銭
1株当たり中間純損失	35,519円43銭
なお、潜在株式調整後1株当たり中間純損失金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。	
1株当たり中間純損失の算定上の基礎	
中間損益計算書上の中間純損失	328,128,584円
1株当たり中間純損失の算定に用いられた	
普通株式に係る中間純損失	328,128,584円
期中平均株式数	9,238株

(重要な後発事象)

第23期中間会計期間 自 平成21年 4 月 1 日 至 平成21年 9 月30日
1 当社は、平成21年11月17日開催の臨時株主総会で、ブラックロック・ジャパン株式会社（BLK）を吸収合併することを承認し、平成21年12月 2 日に吸収合併致しました。 上記吸収合併に先立ち、平成21年12月 2 日にブラックロック・ジャパン・ホールディングス合同会社が当社の発行済株式全てを取得することにより、当社はブラックロック・ジャパン・ホールディングス合同会社の完全子会社となっております。 合併の理由： ブラックロックによるパークレイズ・グローバル・インベスターズの買収に伴うもの。 合併相手先の名称： ブラックロック・ジャパン株式会社 合併相手先の主な事業内容： 第二種金融商品取引業 投資運用業 投資助言・代理業 その他前各号に付随する業務等 合併相手先の事業規模： 平成21年 3 月第25期における合併相手先であるブラックロック・ジャパン株式会社の事業規模は以下のとおりです。 営業損失 1,030百万円 経常損失 966百万円 当期純損失 1,651百万円 合併方式： 当社を吸収合併存続会社、BLKを吸収合併消滅会社とする合併方式 合併の対価： 本合併の効力発生時点において当社及びBLKの株主はブラックロック・ジャパン・ホールディングス合同会社のみとなっていることから、当社は、本合併に際して、BLKの株主に対して、株式その他の金銭等の対価を交付しません。 引継ぐ財産の額： 合併日において引き継ぐBLKの資産・負債(平成21年 3 月31日現在)は以下のとおりです。 資産合計 13,294百万円 負債合計 11,159百万円 純資産合計 2,135百万円 合併後の名称： ブラックロック・ジャパン株式会社 資本金等の増減： 本合併に際してBLKの株主に対する株式その他金銭等の対価の交付は行わなかったため、当社における資本金等の増減はありません。

第23期中間会計期間

自 平成21年 4 月 1 日

至 平成21年 9 月30日

2 当社は、平成21年11月17日開催の臨時株主総会で、ブラックロック証券会社(BSC)に対して当社のiシェアーズ・ビジネスを含む証券営業部及び金融法人営業部にかかる事業に関する権利義務を吸収分割により承継させることを承認し、平成21年12月 2 日に吸収分割致しました。

上記吸収分割に先立ち、平成21年12月 2 日にブラックロック・ジャパン株式会社(BLK)を吸収合併しており、BLKの完全子会社であるBSCは、当社の完全子会社となっております。

吸収分割相手先の名称：

ブラックロック証券株式会社

吸収分割される主な事業

第一種金融商品取引業

第二種金融商品取引業

金融商品取引業に付随する業務等

吸収分割相手先の事業規模：

平成21年 3 月第 2 期における吸収分割相手先であるブラックロック証券株式会社の事業規模は以下のとおりです。

営業利益 331百万円

経常利益 330百万円

当期純利益 185百万円

吸収分割の対価：

本吸収分割の効力発生時点において当社はBSCの発行済み株式の全部を保有していることから、本吸収分割に際して、当社はBSCに対して、株式その他の金銭等の対価を交付しません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、金融商品取引法の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。
- (3) 通常の見取の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等(委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)(5)において同じ。)又は子法人等(委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引又は金融デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 上記(3)(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5【その他】

定款の変更、事業譲渡または事業譲受、出資の状況その他の重要事項

変更年月日	変更事項
平成19年 9 月18日	証券業登録に伴う社名変更（「パークレイズ・グローバル・インベンベスターズ証券投資顧問株式会社」に変更）のため、定款変更を行いました。
平成19年 9 月30日	社名変更（「パークレイズ・グローバル・インベンベスターズ株式会社」に変更）のため、定款変更を行いました。
平成19年 9 月30日	公告の方法を変更するため、定款変更を行いました。
平成19年12月27日	事業を営むことの目的を変更するため、定款変更を行いました。
平成20年 7 月 1 日	グループ会社の1つであるパークレイズ・グローバル・インベスターズ・サービス株式会社を吸収合併し、それに伴い資本金の額を変更いたしました。
平成20年 7 月 1 日	株式取扱規則に関する記述を追加するため、定款変更を行いました。
平成21年 6 月22日	本店所在地変更のため、定款変更を行いました。
平成21年12月 2 日	ブラックロック・ジャパン株式会社と合併 社名変更（「ブラックロック・ジャパン株式会社」に変更）

第 2 【その他の関係法人の概況】

1 【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

- ・名称：三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社
- ・資本金の額：324,279百万円(平成21年3月末現在)
- ・事業の内容：銀行法に基づき、銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(兼営法)に基づき信託業務を営んでいます。

< 再信託受託会社の概要 >

- ・名称：日本マスタートラスト信託銀行株式会社
- ・資本金の額：10,000百万円(平成21年3月末現在)
- ・事業の内容：銀行法に基づき、銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(兼営法)に基づき信託業務を営んでいます。
- ・再信託の目的：原信託契約にかかる信託業務の一部(信託財産の管理)を原信託受託会社から再信託受託会社(日本マスタートラスト信託銀行株式会社)へ委託するため、原信託財産の全てを再信託受託会社へ移管することを目的とします。

(2) 販売会社

名称	資本金の額(百万円) (平成21年10月1日現在)	事業の内容
日興コーディアル証券株式会社	10,000	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

(3) 投資顧問会社

- ・名称：ブラックロック・インベストメント・マネジメント・エル・エル・シー
- ・資本金の額：非公開
- ・事業の内容：投資顧問業および投資信託委託業を営んでいます。

2 【関係業務の概要】

(1) 受託会社

受託会社として、ファンドの投資信託財産の保管・管理・計算、外国証券を保管・管理する外国の保管銀行への指図・連絡等を行います。

(2) 販売会社

販売会社として、募集の取扱いおよび販売を行い、信託契約の一部解約に関する事務、収益分配金の再投資に関する事務、一部解約金・償還金の支払いに関する事務等を行います。

(3) 投資顧問会社

当ファンドおよびマザーファンドの投資顧問会社であり、当ファンドおよびマザーファンドに関し、委託会社より運用の指図に関する権限の委託を受けて運用の指図を行います。

3【資本関係】

(1) 受託会社

該当事項はありません。

(2) 販売会社

該当事項はありません。

(3) 投資顧問会社

当社およびブラックロック・インベストメント・マネジメント・エル・エル・シーの最終的な親会社は、ブラックロック・インクです。

第 3 【参考情報】

当計算期間において、ファンドに係る金融商品取引法第25条第 1 項各号に掲げる書類は、以下の通り提出されております。

平成21年 7 月17日 有価証券届出書の訂正届出書、有価証券報告書

独立監査人の監査報告書

平成21年 6 月 8 日

ブラックロック・ジャパン株式会社

取締役 会 御中

監査法人 トー マ ツ

指定社員
業務執行社員

公認会計士 岩 本 正

指定社員
業務執行社員

公認会計士 青 木 裕 晃

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているブラックロック・ＵＳベーシック・バリュー・オープン（ＳＭＡ向け）の平成20年10月21日から平成21年4月20日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ブラックロック・ＵＳベーシック・バリュー・オープン（ＳＭＡ向け）の平成21年4月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

ブラックロック・ジャパン株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1．上記は、当社が監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2．財務諸表の範囲にはX B R L データ自体は含まれておりません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成20年 6 月 6 日

パークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社
取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 大 木 一 昭
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているパークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第21期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、パークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社の平成20年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）上記は、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成21年12月 4 日

ブラックロック・ジャパン株式会社

取締役 会 御中

有限責任監査法人 トー マ ツ

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 岩 本 正

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 青 木 裕 晃

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているブラックロック・ＵＳベーシック・バリュー・オープン（ＳＭＡ向け）の平成21年4月21日から平成21年10月20日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ブラックロック・ＵＳベーシック・バリュー・オープン（ＳＭＡ向け）の平成21年10月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

ブラックロック・ジャパン株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1．上記は、当社が監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2．財務諸表の範囲にはX B R L データ自体は含まれておりません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成21年6月30日

パークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 大木 一 昭
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているパークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第22期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、パークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社の平成21年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）上記は、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[次へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

平成22年1月5日

ブラックロック・ジャパン株式会社
(旧会社名パークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社)
取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 大木 一昭

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているパークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社（新会社名 ブラックロック・ジャパン株式会社）の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第23期事業年度の中間会計期間（平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、パークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社（新会社名 ブラックロック・ジャパン株式会社）の平成21年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

追記情報

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成21年12月2日にブラックロック・ジャパン株式会社を吸収合併した。また、同日付けで会社はブラックロック・ジャパン株式会社に社名変更した。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

() 上記は、独立監査人の中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[前へ](#)